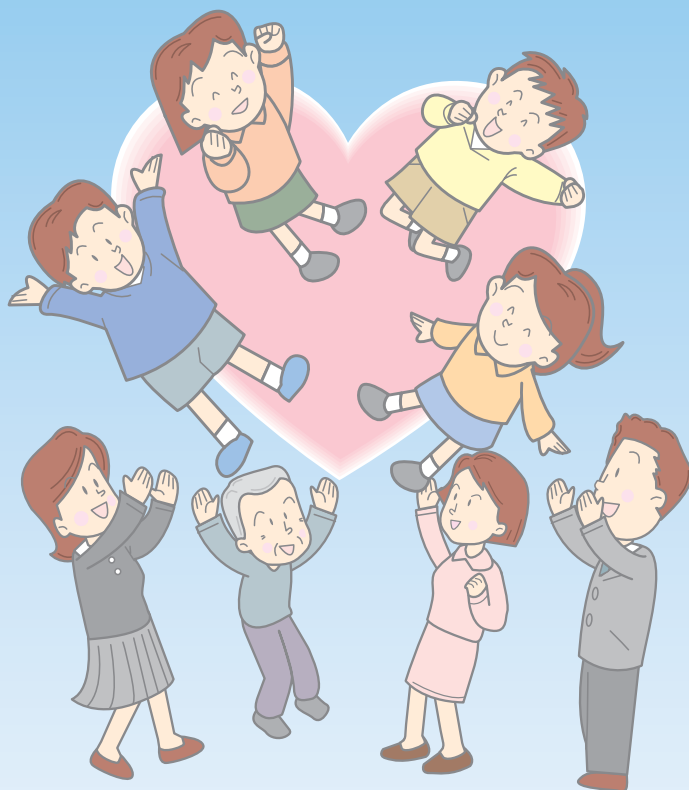


成田市

次世代育成支援 行動計画



平成17年3月

成 田 市

はじめに

近年、わが国では、急速な少子化の進行、核家族化やひとり親家庭の増加、近隣との人間関係の希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変わり続け、子育ての負担感や不安感が増大しています。

このような状況の中、本市の子どもをめぐる現状を踏まえ、次代を担う子どもを安心して産み育てることができるまちづくりをめざし、**「市民みんなで支える 楽しい子育てのまち」**を基本理念に、「成田市次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

計画を推進していくにあたっては、子どもの視点を大切にし、行政と市民が連携・協働するばかりでなく、行政、家庭、学校、地域、企業がそれぞれの役割を果たし、より一層互いに連携・協力し、一体となって各種施策に取り組んでいくことが求められております。市民のみなさまには、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民のみなさまをはじめ、数々の貴重なご意見、ご提言をいただきました成田市保健福祉審議会の委員のみなさま、臨時委員のみなさまに心からお礼を申し上げます。

平成 17 年 3 月

成田市長 小林 攻

目 次

第1部 総 論

第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の趣旨 3
- 2. 計画の性格 4
- 3. 計画の期間 4

第2章 成田市の子どもや子育て家庭の現状

- 1. 少子化の動向 5
- 2. 就労・家庭の状況 9

第3章 計画の基本理念 11

第4章 計画の基本目標 12

第2部 各 論

計画の施策体系 17

第1章 地域における子育ての支援

- 1. 地域における子育て支援サービスの充実 19
- 2. 保育サービスの充実 28
- 3. 子育てに関する情報・相談の充実 35
- 4. 児童の健全育成 39
- 5. 経済的支援の充実 44

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- 1. 子どもや母親の健康の確保 47
- 2. 食育の推進 54
- 3. 思春期保健対策の充実 56
- 4. 小児医療の充実 58

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する

教育環境の整備

- 1. 次代の親の育成 61
- 2. 幼児教育の充実 63
- 3. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 66
- 4. 家庭や地域の教育力の向上 68

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

- 1. 良好な居住環境の整備 72
- 2. 安全・安心な地域社会の推進 75

第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 1. 男性を含めた働き方の見直し 77
- 2. 仕事と子育ての両立の推進 78

第6章 子どもの安全の確保

- 1. 子どもの交通安全の確保 80
- 2. 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進 81
- 3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 82

第7章 要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進

- 1. 児童虐待防止対策の充実 84
- 2. ひとり親家庭の自立支援 86
- 3. 障がい児施策の充実 88

計画の推進 90

第3部 特定14事業の推計ニーズ量及び目標事業量

- 1. 特定14事業について 93
- 2. 将来子ども人口の推計 96
- 3. 推計ニーズ量及び目標事業量 97

第4部 資料 111

第1部 総論

第1章 計画の概要

.....

1. 計画策定の趣旨

現在、わが国では急速な少子化が進んでいます。急速な少子化は労働力人口の減少や社会経済の活力の低下、現役世代への社会保障負担の増加など、さまざまな影響が考えられます。

平成14年1月の「日本の将来推計人口」によれば、従来、少子化の主たる要因として言われてきた晩婚化に加え、「結婚した夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象が指摘され、現状のままでは少子化は、今後一層進展するとの見通しが公表されました。このため、平成14年9月には、国において「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策等「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組に加え、『男性を含めた働き方の見直し』、『地域における子育て支援』、『社会保障における次世代支援』、『子どもの社会性の向上や自立の促進』という4つの柱に沿って推進することとしています。

さらに、平成15年7月には10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律は、すべての都道府県、市町村及び300人を超える従業員を有する企業が、次世代育成支援対策推進のための行動計画を策定することを義務づけています。

また、地域における子育て支援の強化を図るため、「児童福祉法の一部改正」が行われました。

こうした背景のもと、次代を担う子どもと子育て家庭への支援策として、子どもが生まれ、成長する過程を総合的に支援するための「成田市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

2. 計画の性格

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく行動計画として位置づけます。

上位計画の「成田市総合計画」、「成田市総合保健福祉計画」はじめ、各種関連計画との整合性を図り策定しています。

計画の実施にあたっては、行政のみならず家庭や地域、保育園、幼稚園、学校、企業等が一体となり、次世代育成支援対策に関する取組を推進します。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳未満としています。

3. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するために制定されました。

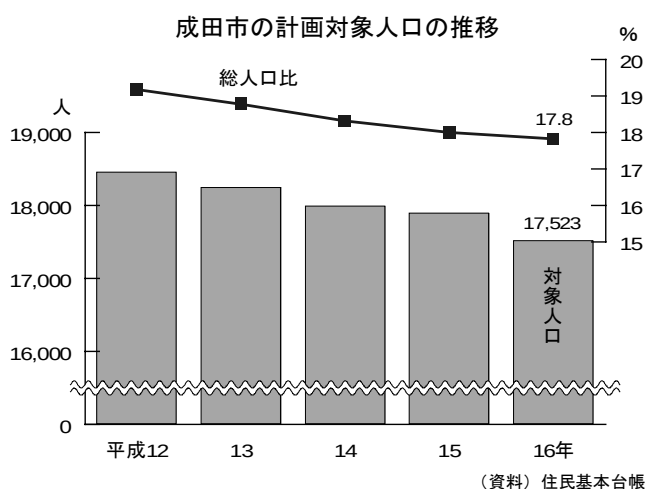
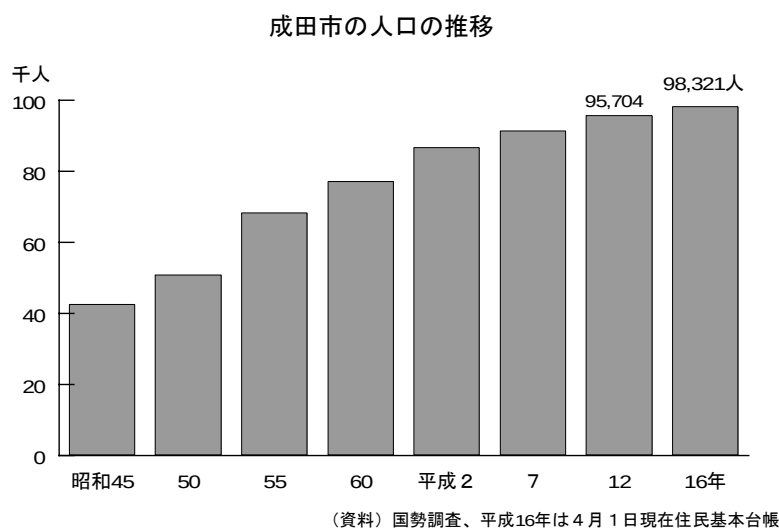
このことにより、平成17年度（2005年度）から平成21年度（2009年度）までの5年間を前期、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までの5年間を後期とする2期10年間を計画期間とします。

第2章 成田市の子どもや子育て家庭の現状

1. 少子化の動向

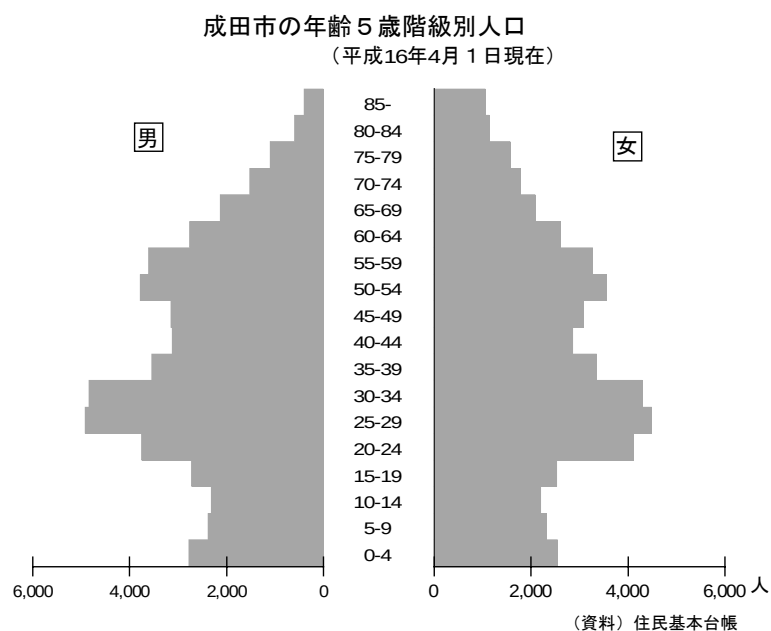
(1) 人口の推移

成田市の総人口の伸びは続いており、平成12年の国勢調査では95,704人、最近の平成16年の住民基本台帳では98,321人となっています。しかし、本計画の対象人口である18歳未満の年少人口は次第に減少しており、平成16年では17,523人、総人口の割合は17.8%となっています。



注) グラフの比率は小数第2位以下を四捨五入して表示しているため、全体数との割合をみるグラフでは合計が100%にならない場合がある。

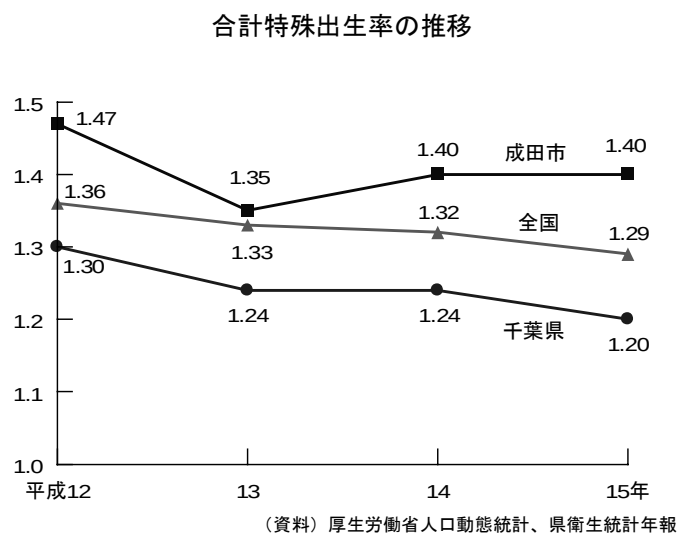
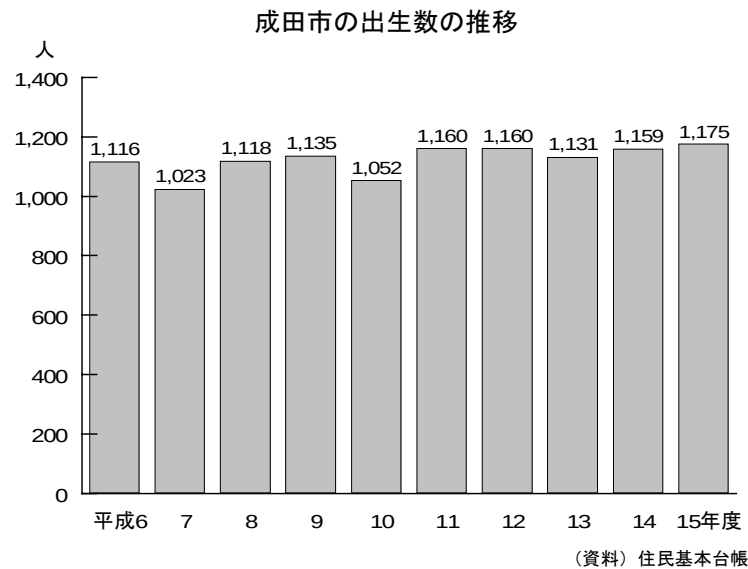
また、年齢5歳階級別人口は、平成16年4月現在、20歳代後半及び30歳代といったこれから結婚が見込まれる若年世代と50歳代前半といった団塊の世代が比較的多いものとなっています。



(2) 出生の動向

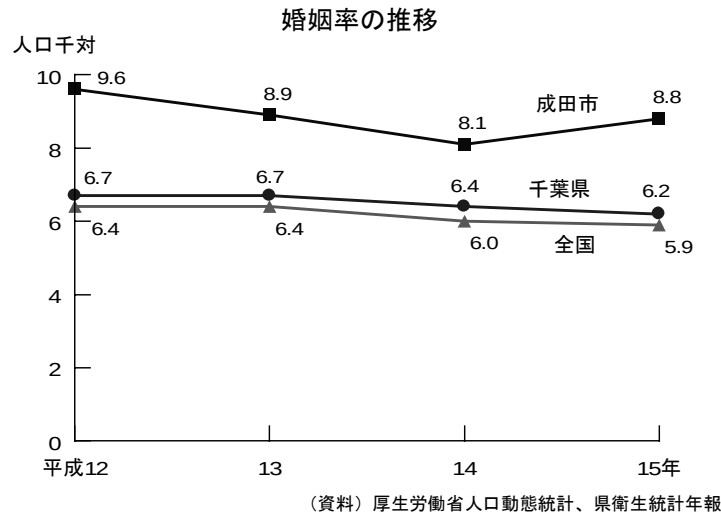
本市におけるこの 10 年間の出生の動向は、年度によりばらつきはあるものの、出生数は毎年ほぼ 1,100 人台で推移しています。

また、合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと推定される子どもの数）は、平成 15 年では 1.40 となっており、最近の本市の推移は全国及び県を大きく上回っています。同時に、全国及び県の出生率が減少傾向にあるのに対し、本市の出生率は増加傾向にあります。



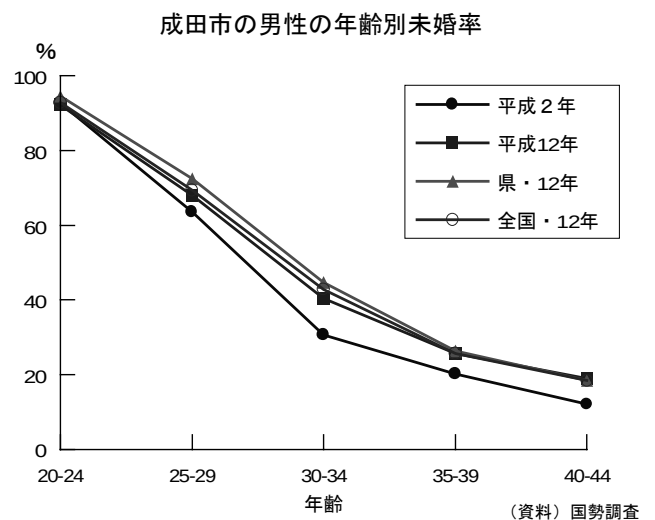
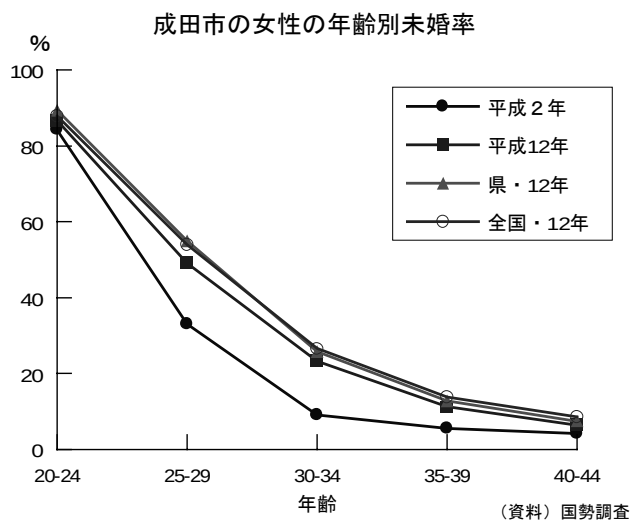
(3) 婚姻・未婚の状況

本市の婚姻率は、平成14年に一時下がったものの、平成15年にはふたたび回復するなど、全国及び県を上回って推移しています。



一方、本市の出産適齢期にある女性の未婚率を平成2年と12年で比較すると、いずれの年齢も未婚率が高まっています。しかし、いずれの年齢の未婚率も県の率より低くなっています。

また、男性についても女性と同様に未婚率が高まっていますが、県の率よりは低いものとなっています。



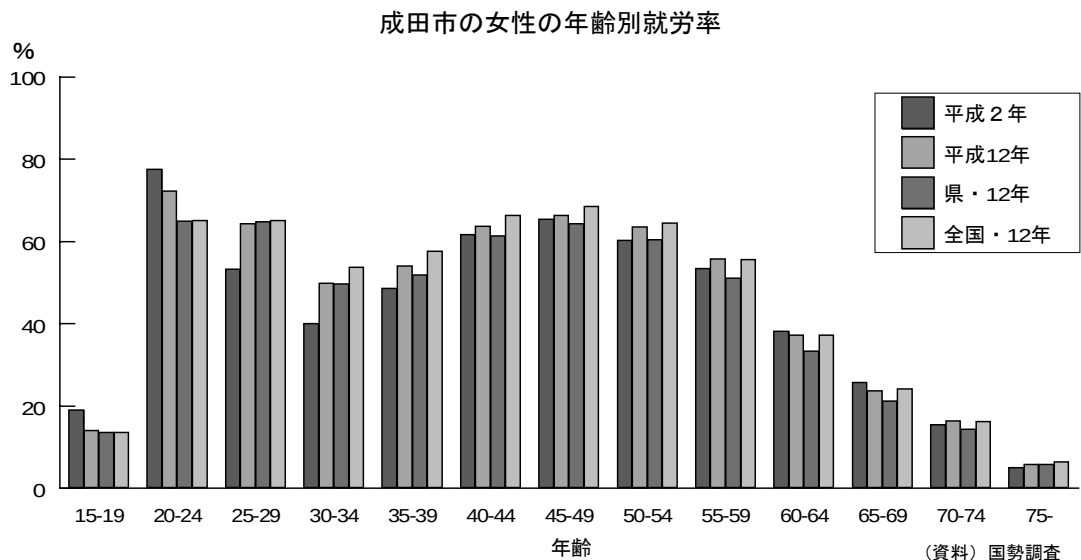
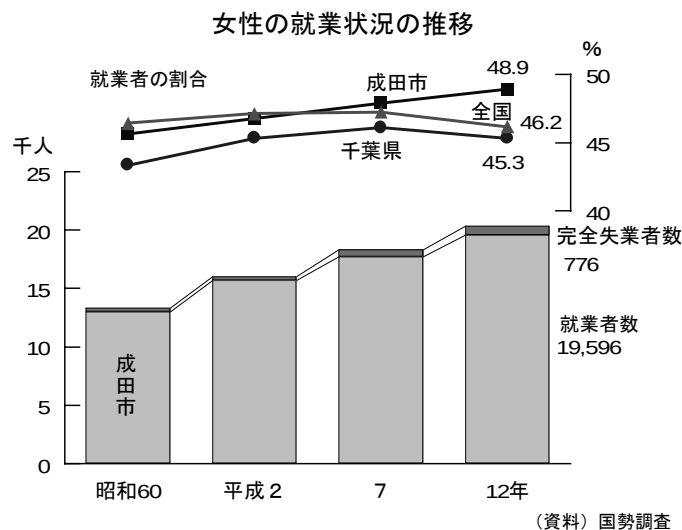
2. 就労・家庭の状況

(1) 就労の動向

本市の女性の就業者は増え続けています。就業者の割合は県を上回った推移を続けており、平成2年では46.8%でしたが、平成12年では48.9%とほぼ2人に1人の割合となっています。

就業率と出生数の関係を見ると、全国的に女性の就業率が高い地域ほど出生数が高いという関係がみられ、本市の就業率は、全国・県と比べても高いため、全国的な傾向と同じく合計特殊出生率も全国・県を上回る推移を示しています。

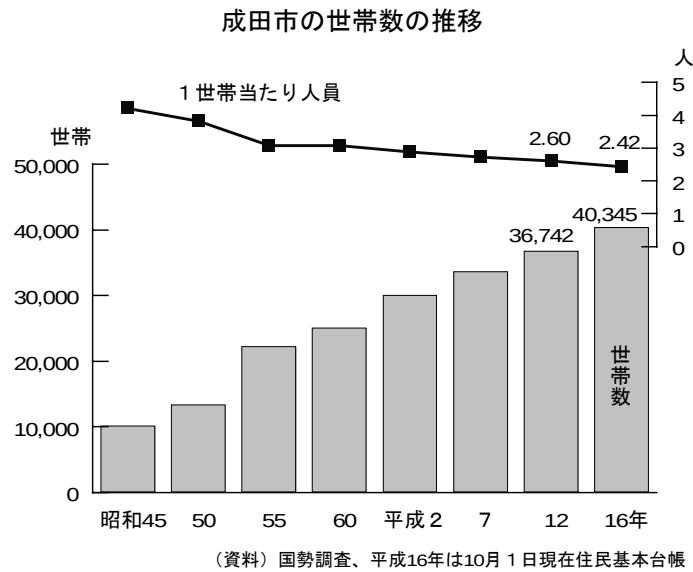
年齢別就業率において出産適齢期に就業率が落ち込むいわゆるM字カーブについては、働く女性が多くなっていることを反映し、平成2年と12年の比較では、M字カーブがやや緩くなってきていることがわかります。



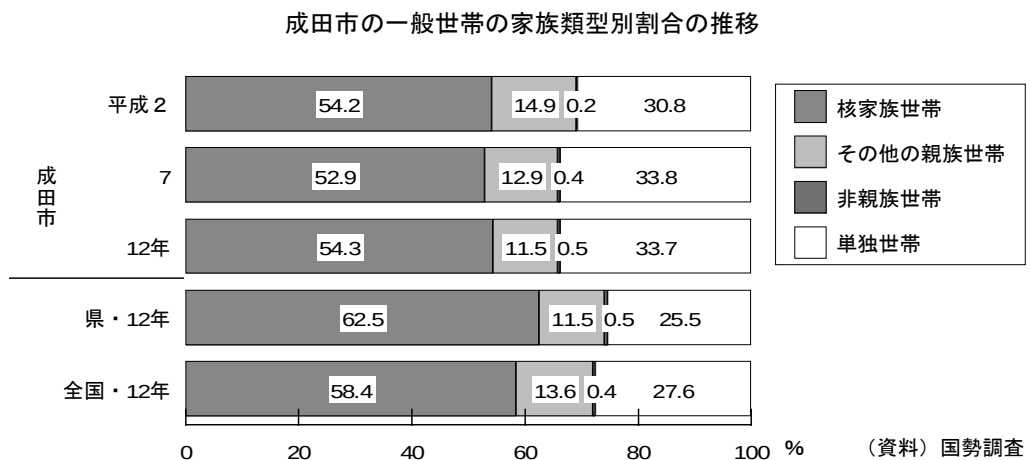
（２）世帯の動向

本市の世帯数については、平成 12 年の国勢調査で 36,618 世帯、最近の平成 16 年 3 月末の住民基本台帳では 40,345 世帯と、4 万世帯を超えています。

一世帯当たり人員は減少を続けており、平成 12 年の国勢調査では 2.61 人、平成 16 年の住民基本台帳では 2.42 人となっています。



一般世帯の家族類型は、平成 12 年では核家族世帯が 54.3%、主に三世代が同居しているその他の親族世帯は 11.5%、単独世帯は 33.7%となっています。県の構成割合と比べると、本市では核家族世帯がやや少なく、単独世帯がやや多くなっています。



第3章 計画の基本理念

.....

成田市は、市民が主役のまちづくりを基本理念として、次世代に誇りをもって引き継ぐことのできる新生成田を市民とともに創造することを目指して、まちづくりを進めています。

その実現に向けて、すべての家庭が明日を担う子どもたちを安心して育てることができるような環境づくりを推進します。そして、すべての人が子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができ、「成田で子育てをしてよかった」と思える、市民みんなで支える楽しい子育てのまちを、本計画の基本理念として定めます。



「市民みんなで支える 楽しい子育てのまち」

第4章 計画の基本目標

.....

本計画では、基本理念を実現するために、次の7つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

1. 地域における子育ての支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図るとともに、保育サービスや児童ホームなど仕事と育児の両立支援を一層充実します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や相談の充実を図り、地域全体で子育てを見守り、支えていく環境をつくり、児童の健全な育成に向けた各種活動の活発化に努めます。

基本施策

- ① 地域における子育て支援サービスの充実
- ② 保育サービスの充実
- ③ 子育てに関する情報・相談の充実
- ④ 児童の健全育成
- ⑤ 経済的支援の充実

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

すべての子どもの健やかな成長の実現に向け、妊娠、出産から乳幼児期を通じ、母子の健康確保と相談・指導を通じた育児不安の軽減に努めるとともに、食育の推進や思春期保健対策の充実を図ります。

また、安心して子どもを生み、育てられるよう、小児医療の充実を図ります。

基本施策

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 食育の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 小児医療の充実

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭を築き、子どもを育てることの大切さや意義を理解する次代の親の育成に努めます。

また、次代を担う子どもたちが成長とともに豊かな心、健やかな身体、確かな学力を育んでいくことができるよう、幼児教育や学校教育の充実に努めるとともに、家庭、学校、地域が連携して、それぞれが本来もつ教育力の向上を図ります。

基本施策

- ① 次代の親の育成
- ② 幼児教育の充実
- ③ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- ④ 家庭や地域の教育力の向上

4. 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子育て家庭に配慮した住宅や居住環境の整備を図ります。

また、子どもや子ども連れの親が安全に通行することができる道路交通環境の改善や、安心して外出できる公共施設のバリアフリー化など、安全・安心の子育て環境づくりを推進します。

基本施策

- ① 良好な居住環境の整備
- ② 安全・安心な地域社会の推進

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

男女が協力して子どもを生み育てられる家庭を築けるよう、男性を含めた働き方の見直しを推進します。

また、男女を問わず育児休業を取得しやすくするなど、子育てしながら働きやすい環境づくりに向けた取組を図ります。

基本施策

- ① 男性を含めた働き方の見直し
- ② 仕事と子育ての両立の推進

6. 子どもの安全の確保

子どもたちを交通事故や犯罪の被害から守る活動を、地域や関係機関等と連携しながら総合的な防止対策を推進します。

また、子どもたちに対して悪影響を及ぼす有害環境への対策を推進します。

基本施策

- ① 子どもの交通安全の確保
- ② 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進
- ③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

7. 要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進

子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関を含め、地域の連携、協力を図ります。

また、ひとり親家庭への適切な支援サービスと相談体制の充実、障がい児が身近な地域で生活できるよう、一貫した総合的な取組を推進します。

基本施策

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭の自立支援
- ③ 障がい児施策の充実

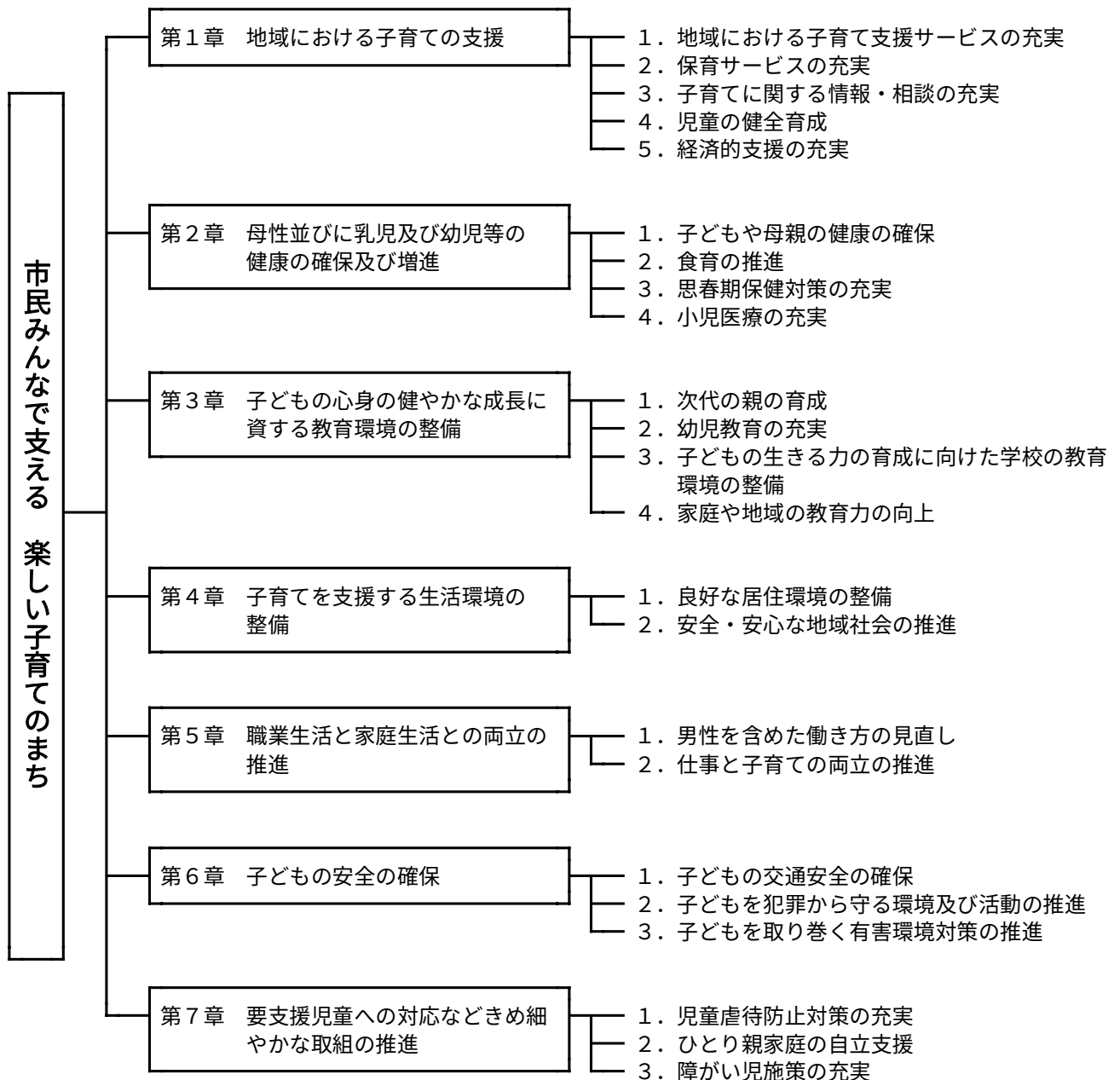
第2部 各論

【計画の施策体系】

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔基本施策〕



第1章 地域における子育ての支援

第1章 地域における子育ての支援

1. 地域における子育て支援サービスの充実

- (1) 地域子育て支援センター
- (2) 子育て支援交流事業
- (3) 一時保育事業
- (4) ファミリー・サポート・センター

2. 保育サービスの充実

- (1) 多様な保育サービスの提供
- (2) 保育の質の向上

3. 子育てに関する情報・相談の充実

- (1) 子育て情報の充実
- (2) 子育て相談体制の充実

4. 児童の健全育成

- (1) 児童ホームの充実
- (2) 体験・交流事業の推進
- (3) いじめや不登校などへの対応

5. 経済的支援の充実

1. 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 地域子育て支援センター

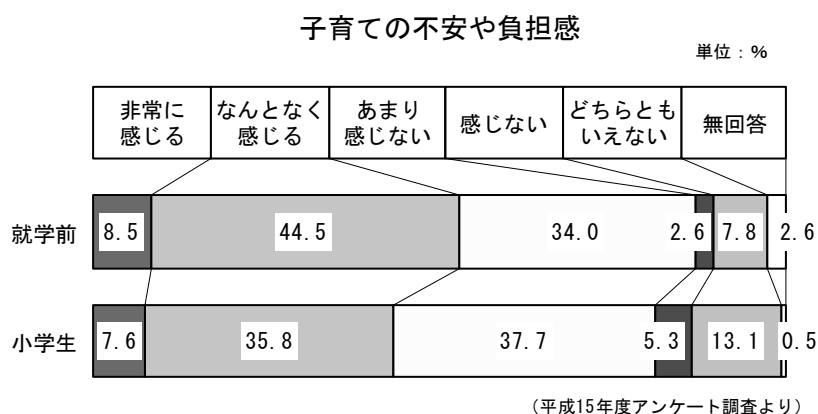
現状と課題

アンケート調査結果では、子育てに関して不安や負担などを感じる親は就学前で5割、小学生で4割を超えています。このため、子育て中の親の不安や負担を少しでも解消するとともに、孤立しがちな専業主婦家庭を中心に仲間づくりを促進する必要があります。

地域子育て支援センターは、すべての子育て家庭のための親子の交流の場であり、仲間づくりを行うとともに、子育ての楽しみを広げる場として、また、子育て不安に対する相談・指導、情報提供、子育てサークルへの支援などを行っています。

本市では、子ども館内のなかよしひろば、赤荻保育園（青空ゆめひろば）、宗吾保育園の3カ所を地域子育て支援センターとしていますが、広い市域をカバーし、地域とより密着した事業を展開するためには、集まりやすい地域の拠点を新たに設置していくことが課題となっています。

また、アンケート調査結果では、「なかよしひろば」を利用したことがない親は就学前で7割もあり、地域子育て支援センターをもっと知ってもらい、気軽に利用してもらう必要があります。



注) なかよしひろば

平成17年2月1日、旧保健センターを全面改修し、「成田市子ども館」としてオープン。1階を小・中高生の居場所として「ふれあいひろば」、2階を就学前の親子を支援する場として「なかよしひろば」とした。

アンケート調査時（平成16年2月）は、2階のみ「なかよしひろば」として開設し、利用対象者を就学前の親子及び小学校低学年の子どもとしていた。

地域子育て支援センターの利用者数

	平成11年度	12	13	14	15
なかよしひろば					10,018
赤荻保育園(青空 ゆめひろば)	4,329 人	5,729	6,224	5,325	3,699
宗吾保育園			233	682	2,112

(資料) 児童家庭課

施策の方向

地域における子育て支援の中核的な役割を果たすものであるため、地域により密着した事業展開を図り、子育て家庭への支援に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
地域子育て支援センターの周知	地域と密着した事業を展開するため、地域子育て支援センターのPRを行い、特に子育て家庭に対する周知に努めます。
地域子育て支援センターの開設	地域の子育て支援を図るため、新たに2ヵ所設置します。
総合的な子育て情報窓口の設置	子育て支援に関する情報を総合的に提供できるよう、子ども館のなかに情報窓口を設置します。
子ども館の機能向上	子育て支援の拠点施設として、それぞれの年代にあった活動を支援しながら、機能の向上を図ります。
特色ある地域子育て支援センターの充実	赤荻保育園及び宗吾保育園は、開所日や開所時間の拡大とともに、保育園に併設した地域子育て支援センターであるという特色を生かし、各事業の充実を図ります。

〔目標事業量〕

	現状(平成16年度)	目標(平成21年度)
地域子育て支援センター	3ヵ所	5ヵ所

(2) 子育て支援交流事業

現状と課題

親子が交流、参加できる事業への期待は高く、アンケート調査結果では、子育てに必要なサービスとして「子どもを遊ばせる場や機会の提供」を就学前及び小学生とも1位にあげています。

子育て中の親子が集い、交流、相談できる場として、地域子育て支援センターがありますが、もっと身近なところで気軽に利用できる親子の居場所づくりが求められています。このため、市内9カ所の公立保育園では、月1回～2回の開放日を設けているほか、私立保育園及び一部児童ホームにおいても地域開放を進めています。

また、すべての認可保育園が子育て支援センターとしての機能を発揮できるよう支援することにより、誰もが安心して子どもを産み育てられる地域社会を構築することを目的とする県の「なのはな子育て応援事業」（平成16年度より）の一環として、各保育園の特色を生かしながらの開放事業を推進しています。

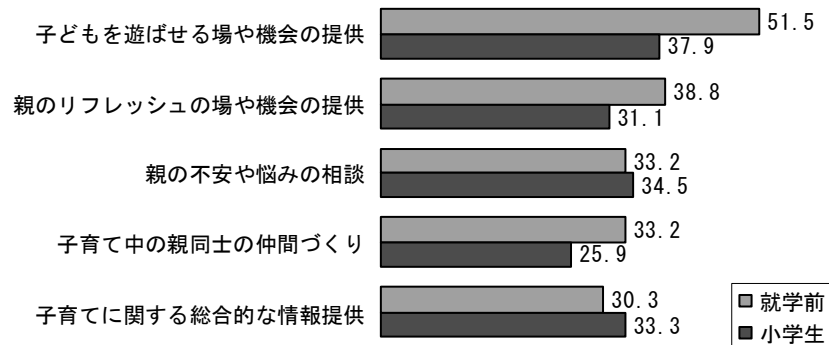
さらに、子育て中の親子を応援する地区保健推進員による遠山地区の「ミルキーキッズ」の活動や、小さい子を持つ親子や、これから親となるような人を対象とした「子育てひろば」が開催されています。「子育てひろば」は、子育てサポーターが中心となり、そこに地域のサークルやボランティアが協力して行われているものであり、今後、市全域に広げていくことが課題となっています。

一方、市内には、母親学級を受講した母親が出産後に集まり、活動している「ひまわりクラブ」があります。こうした子育てサークルは、仲間づくりやコミュニケーションを通して親の育児力を高めることにつながることから、積極的な支援が必要となっています。

また、小学生を持つ親の交流の場や相談の場は、学校のPTA等にひきつがれていくものと思われますが、こうした就学前の取り組みによるグループが、就学後も途切れることのない様な支援が必要と思われます。

子育てに必要なサービス（上位5位）

単位：％



（平成15年度アンケート調査より）

保育園開放の利用者数

	平成11年度	12	13	14	15
年間の開放日	152日	163	192	153	174
延利用組数	949組	1,062	1,451	1,007	755
延利用人員	1,928人	2,236	3,139	2,121	1,636

（資料）児童家庭課

児童ホーム開放の利用者数

	平成14年度	15
平成児童ホーム	660組 1,334人	421組 870人
玉造児童ホーム	273組 566人	

※ 保育園・児童ホームの開放は
親子での利用になります。

（資料）児童家庭課

施策の方向

身近なところで気軽に利用できる親子の居場所づくりを進めるため、保育園や児童ホーム等の活用を図ります。

子育てひろばについては、市民が積極的に子育てを支援する場として市全域へ普及するとともに、地区保健推進員の活動による子育て事業の支援に努めます。

一方、就学前の子どもを持つ親に限らず、すべての子育て中の親の育児力を高めることにつながる子育てサークルの積極的支援に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
保育園の地域開放	各保育園の特色を生かしながら、なのはな事業を推進し、子育て中の母親の情報交換の場・子育て相談の場として開放し、保育機能を生かした子育て支援の充実を図ります。
児童ホームの開放	児童ホームの午前中開放をさらに推進し、親子が気軽に集える場として環境整備を推進します。
地域による子育て支援	地域の人材が運営する子育てひろばや地区保健推進員による遠山地区の「ミルキーキッズ」など、子育て中の親子と地域の人たちが参加・交流できる事業の充実を図ります。
子育てサークルの支援	子育てサークルの起ち上げや活動などを支援するため、活動場所の確保や情報提供などに努めます。
子ども館の機能向上 (再掲)	子育て支援の拠点施設として、それぞれの年代にあった活動を支援しながら、機能の向上を図ります。

(3) 一時保育事業

現状と課題

本市では、保育園に入園していない家庭について、保護者の就労形態や保護者の傷病、入院等の緊急時等の理由で一時的に保育に欠ける状態となってしまう子どもを対象に、一時保育を実施しています。

現在、公立1園、私立2園で一時保育サービスを実施しています。また、他の私立4園においても、国の事業基準には満たないものの、自主事業として一時保育的事業を行っています。

アンケート調査結果では、緊急の用事で子どもの世話ができなかったことがあると答えた方は54.3%、私用で子どもの世話ができなかったことがあると答えた方は66.8%、子どもを誰かに預けてリフレッシュしたいと思うことがあると答えた方は76.6%であり、それらの場合、預け先のほとんどは「親族や知人」「同居の家族」となっています。

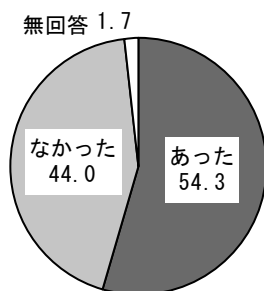
こうしたなか、各保育園で実施している一時保育事業を一層利用しやすいものとして、利用ニーズに応える必要があります。

一時保育利用者数

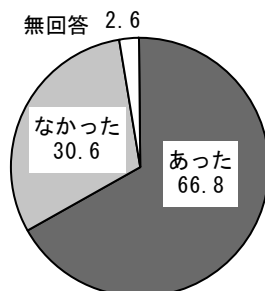
	平成11年度	12	13	14	15
松崎保育園	1,242人	1,372	1,586	1,171	1,552
宗吾保育園	1,220人	1,906	2,223	1,322	2,283
成田保育園	—	—	—	—	H16開設

(資料) 児童家庭課

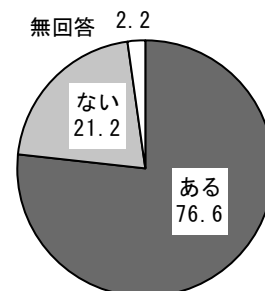
急用で世話ができなかったこと



私用で世話ができなかったこと



リフレッシュしたいと思うこと



単位: %

(平成15年度アンケート調査より)

施策の方向

一時保育事業の利用は平成 14 年度には一旦落ち込んだものの、増加の傾向にあり、アンケート調査の結果からも要望が多いものとなっています。保護者の就労形態や緊急時、育児疲れなど、すべての利用に対応できるよう整備を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
一時保育事業の充実	増加する一時的な保育需要に対応するため、一時保育の実施施設を増やすことにより、事業の充実を図ります。

〔目標事業量〕

	現状(平成 16 年度)	目標(平成 21 年度)
一時保育事業(定員 1 日当たり)	22 人	80 人
一時保育事業(施設数)	3 カ所	8 カ所

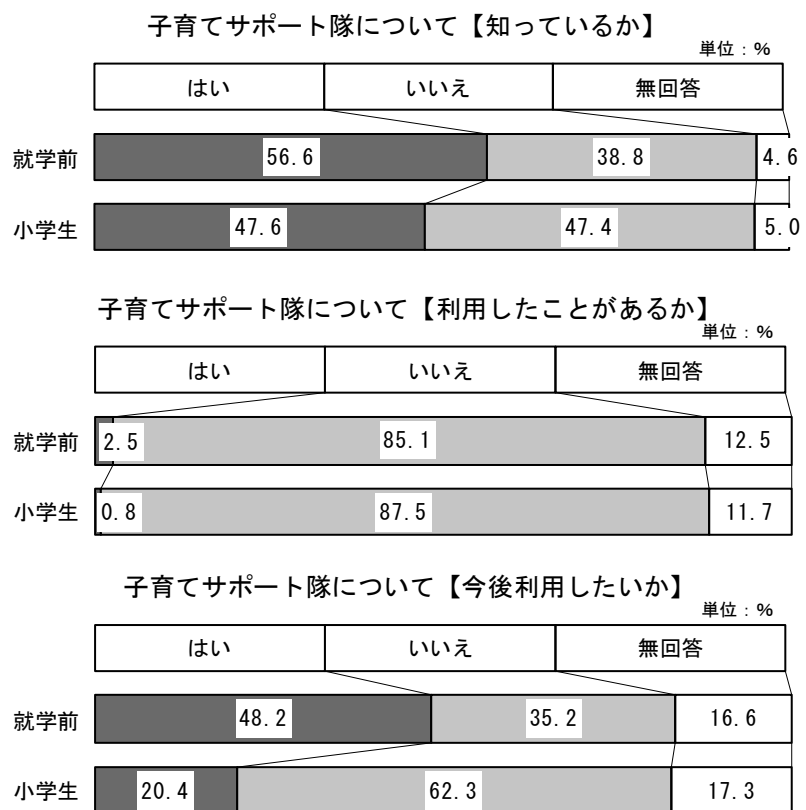
(4) ファミリー・サポート・センター

現状と課題

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、相互に援助活動を行うものですが、本市では、既に成田市社会福祉協議会の自主事業として子育てサポート隊が結成され、同様のサービスを提供しています。

アンケート調査結果では、子育てサポート隊を「知っている」人は就学前、小学生の親とも5割程度となっていますが、「利用したことがある」人は就学前では2.5%、小学生ではわずか0.8%となっています。

しかし、「利用したい」とする利用意向は、就学前の親では5割近い回答となっています。子育てサポート隊の利用日や利用時間等を拡大する等の対応を協議していく必要があります。



(平成15年度年アンケート調査より)

施策の方向

成田市社会福祉協議会による子育てサポート隊を、市民による相互援助組織として機能充実の支援を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
ファミリー・サポート・センターの設置	社会福祉協議会が運営している子育てサポート隊が市民ニーズに積極的に対応することができるよう支援するとともに、ファミリー・サポート・センターとしての設立を検討していきます。

〔目標事業量〕

	現状(平成 16 年度)	目標(平成 21 年度)
ファミリー・サポート・センター	0 カ所	1 カ所

2. 保育サービスの充実

(1) 多様な保育サービスの提供

現状と課題

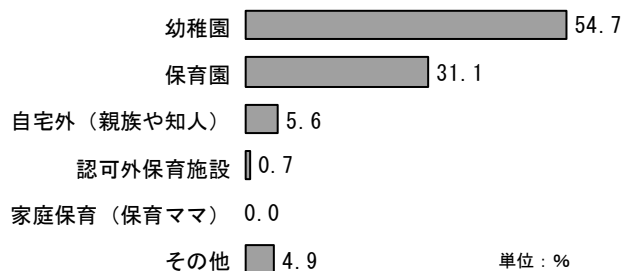
女性の社会進出や就労形態の変化に伴って、保育園に対する利用ニーズは高まっており、入園児数は増加を続けています。また、アンケート調査結果では、家庭で保育している親で条件があれば「保育園に預けたい」とする親は31.1%となっています。

本市には、公立9カ所、私立6カ所の保育園があり、定員充足率（入園児数÷定員）は平成11年度は80.0%でしたが、平成15年度では98.4%とほぼ100%に近い状況になっています。一方、幼稚園は市内に9園あり、いずれも私立幼稚園となっています。預け先として希望の多かった幼稚園ですが、園児数はほぼ横這いで推移しており、定員充足率は平成16年度で78.5%と保育園よりは低くなっています。

保育園では定員充足率の高まりを背景に、ニュータウン地区での子どもの増加や周辺農村部での子どもの減少といったように、地域により子ども数に偏りがあることや、年度途中からの入所希望が多いこと、さらには、乳児及び低年齢児の保育への利用ニーズが高いことなどから、地域によっては入所が難しいといった面もみられます。

このため、利用者の保育ニーズを十分踏まえて、サービスの提供体制を整備していく必要があります。

希望する預け先



単位：%

（平成15年度アンケート調査より）

各保育園の利用

(各年4月1日)

		定員	平成12年度	13	14	15	16
私立	成田保育園	79人	89	89	90	90	84
	三里塚保育園	120人	128	118	121	124	122
	三里塚第二保育園	108人	110	114	117	119	124
	宗吾保育園	90人	111	111	128	116	103
	大室保育園	30人	24	20	21	23	15
	つのぶえ保育園	60人	63	61	57	50	56
	計	487人	525	513	534	522	504
公立	加良部保育園	120人	97	98	110	108	110
	長沼保育園	40人	21	18	18	20	16
	松崎保育園	40人	16	24	23	26	27
	橋賀台保育園	150人	116	126	131	139	149
	赤荻保育園	40人	17	26	26	31	29
	中台保育園	150人	141	137	136	143	143
	吾妻保育園	150人	103	119	131	126	140
	新山保育園	150人	148	144	145	148	153
	玉造保育園	120人	107	118	125	136	136
	計	960人	766	810	845	877	903
合計（公立＋私立）		1,447人	1,291	1,323	1,379	1,399	1,407

(資料) 児童家庭課

年齢別保育園の利用（市内保育園）

(各年4月1日)

	平成12年度	13	14	15	16
0歳	55人	62	53	52	68
1歳	147人	173	187	178	172
2歳	211人	214	235	251	235
3歳	294人	288	271	294	316
4歳	271人	321	318	295	316
5歳	313人	265	315	329	300
合 計	1,291人	1,323	1,379	1,399	1,407

(資料) 児童家庭課

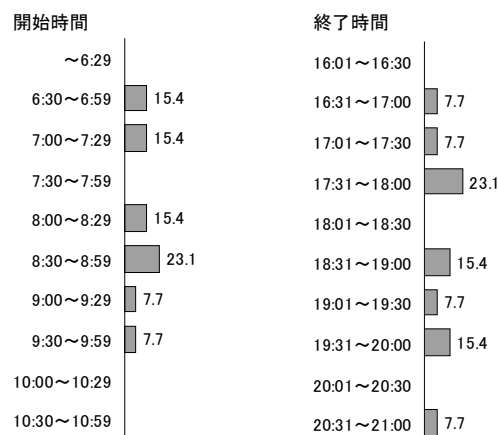
①延長保育

延長保育は、公私立の全園で実施しています。公立の通常の保育は、平日は8時30分から17時、土曜日は12時30分までとなっていますが、延長保育では、私立3園では最長7時から21時まで、公立は5園で最長7時から19時まで、1園で最長7時から20時まで実施しています。

アンケート調査結果では、保育園の希望時間として、開始時間は8時台後半を中心に6時半から10時の間に、終了時間は17時台後半を中心に16時から21時までの時間帯に分散しています。

近年、女性の社会進出や就労時間が長くなっていることに伴い、利用者が増加傾向にあるとともに、就労状況の多様化、特に本市では、シフト勤務の空港関連就業者が多いことなど、調査の結果を踏まえ、さらに延長保育の充実を図る必要があります。

平日の希望保育時間

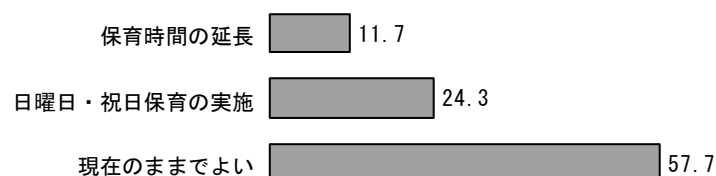


②休日保育

日曜、祝日などの親の勤務などにより、子どもが保育に欠ける場合などに対応した休日保育は、本市では現在行っていません。

しかし、アンケート調査結果では、保育園への要望として「日曜日・祝日保育の実施」が24.3%と「保育時間の延長」を上回る要望となっています。延長保育と同様、親などが安心して就労するためにも必要性は高まりつつあります。

保育園への要望



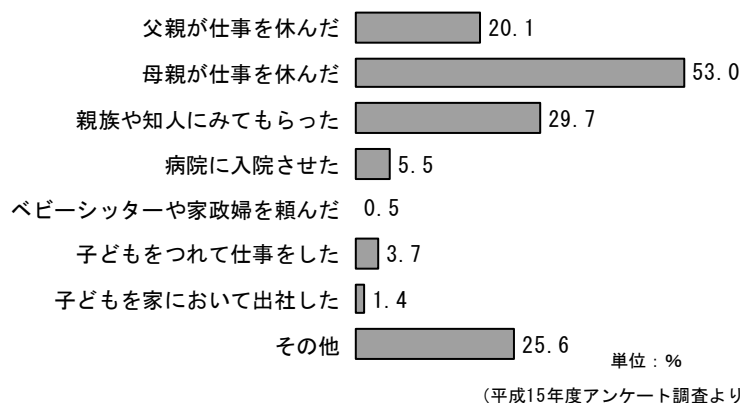
単位：％
(平成15年度アンケート調査より)

③病後児保育

病後児保育は、病気回復期にある子どもが親の就労等の理由から保育を受けることができない場合に、保育園や病院、または診療所に開設する保育室において保育するものです。

本市では、こうした病後児保育を実施していませんが、アンケート調査結果では、この1年間に子どもが病気で保育園等を休んだとしたケースは7割を超えています。その時の対処方法としては、「母親が仕事を休んだ」が53.0%と最も多く、次いで「親族や知人にみてもらった」29.7%、「父親が仕事を休んだ」20.1%などとなっています。親が安心して就労するためにも環境整備を図る必要があります。

休ませたときの対処方法



④家庭保育制度

家庭保育制度は、共稼ぎ世帯の増加などに対応した市の単独の補助事業です。具体的には、生後43日以上3歳未満の乳幼児を保育員の家庭に20日以上預けるものであり、利用者は平成11年の24人から12年の31人と増加しましたが、以降減少傾向となっています。

家庭保育の利用者数（延人数）

	平成11年度	12	13	14	15
延利用人員	24人	31	25	17	0

(資料) 児童家庭課

⑤留守家庭児童保育員紹介制度

留守家庭児童保育員紹介制度は、小学1年生から3年生を対象とした家庭の保育に欠ける児童への児童保育員の紹介制度であり、市の単独補助事業です。制度の周知に努めていきます。

施策の方向

保育サービスに対するニーズは、曜日、時間数、時間帯など多岐にわたる傾向にあることから、量的な充足を図る一方で、多様な保育サービスの提供に向けた体制整備を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
公立保育園の管理運営の充実	市民の利用ニーズを十分に踏まえながら、園児の計画的な受け入れ、保育士等の配置、施設の整備など公立保育園の管理運営の充実を図ります。
私立保育園の開設	保育サービスの充実を図るため、公津の杜地区に新たに私立による保育園開設を支援します。
乳児・低年齢児受入れ枠の拡充	既存保育園の乳児・低年齢児保育の拡大など、保育受入れ枠の拡充を図ります。
延長保育事業の充実	就労状況の多様化等に対応するため、さらなる保育時間の延長に努めます。
休日保育事業の実施	利用ニーズ等を考慮しながら、指定された園で休日保育事業を実施します。
病後児保育の施設整備	利用ニーズ等を考慮しながら、病後児保育の施設整備に努めます。
家庭保育事業・留守家庭児童保育員紹介制度の周知と充実	家庭保育制度・留守家庭児童保育員紹介制度の周知に努めるとともに、サービスが利用しやすいよう、制度の充実を図ります。

〔目標事業量〕

	現状(平成 16 年度)	目標(平成 21 年度)
通常保育事業（入所定員）	1,523 人	1,600 人
通常保育事業（施設数）	15 カ所	16 カ所
延長保育事業＜午後 7 時まで＞（定員）	143 人	177 人
延長保育事業＜午後 7 時まで＞（施設）	11 カ所	12 カ所
延長保育事業＜午後 8 時まで＞（定員）	18 人	22 人
延長保育事業＜午後 8 時まで＞（施設）	4 カ所	5 カ所
延長保育事業＜午後 9 時まで＞（定員）	10 人	11 人
延長保育事業＜午後 9 時まで＞（施設）	3 カ所	4 カ所
休日保育事業（定員）	0 人	160 人
休日保育事業（施設）	0 カ所	2 カ所
病後児保育サービス（定員）	0 人	12 人
病後児保育サービス（施設）	0 カ所	2 カ所

注）延長保育は延べの数字である。

(2) 保育の質の向上

現状と課題

保育サービスの提供にあたっては、子ども一人ひとりの成長・発達に応じたきめ細やかな保育と、保育園の子育て支援機能を充実することが必要となっています。

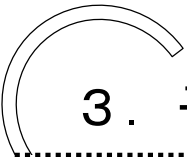
保育スタッフについては、保育士等の職員研修が事業計画に沿って行われていますが、今後も積極的に時代に合った研修を推進していく必要があります。また、保育サービスに対する苦情の解決、改善につなげていくことも必要となっています。

施策の方向

保育サービスの向上に向けたスタッフの育成、保育サービスに対する苦情の解決に向けた体制の充実を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
保育スタッフ研修の充実	保育に関わるスタッフが、保育サービスの向上に向けて知識や技術の習得ができるよう、研修の充実を図ります。
苦情解決体制の充実	保育サービスに伴う利用者からの苦情の解決のため、保育園における苦情解決体制の充実を図ります。



3. 子育てに関する情報・相談の充実

(1) 子育て情報の充実

現状と課題

子育て支援活動は、保育園や幼稚園をはじめ、地区保健推進員、民生委員・児童委員、主任児童委員などにより幅広く行われ、その活動とあわせて子育て支援情報も提供されています。また、「なりた子育て情報紙」を作成し、広報紙などとあわせ、市民への周知に努めています。

アンケート調査結果では、「子育てに関する総合的な情報提供」について、特に0歳児をもつ親の要望が高いと同時に、地区では豊住地区やニュータウン地区といったところで高い要望となっています。

こうした点を踏まえ、子育て情報をいつでも取り出し利用できるよう、情報提供の充実を図っていくとともに、子育て家庭がここに来れば子育てに関する情報が得られるという場を整備していく必要があります。

施策の方向

出産・育児を控えた家庭への情報提供から、妊娠、思春期までの幅広い子育て情報や、保健福祉サービスについて情報を的確に得ることができるよう、提供体制の充実を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
情報提供の推進	広報紙等による積極的な情報提供を図るとともに、子育てに関わる人材等の情報収集と提供能力を高めます。
子育てマップの作成	時代の変化とともに、子育て支援に必要とされる情報も変わりつつあるため、新たに子育てマップの作成・配布に努めます。
子育て情報紙の作成	子育て中の親子が楽しく地域の催しに参加できるよう、本市及び周辺施設のイベント情報などを掲載した情報紙を作成し、周知を図ります。
インターネットの活用	市広報や子育て情報紙等と連携を図りながら、インターネットを活用し、子育て支援のホームページの充実にも努めます。また、希望者にはパソコンや携帯電話へのメール配信を行います。
子育て情報窓口の充実	子育て支援に関する情報を提供できるよう、地域子育て支援センターのなかの情報窓口を充実させます。

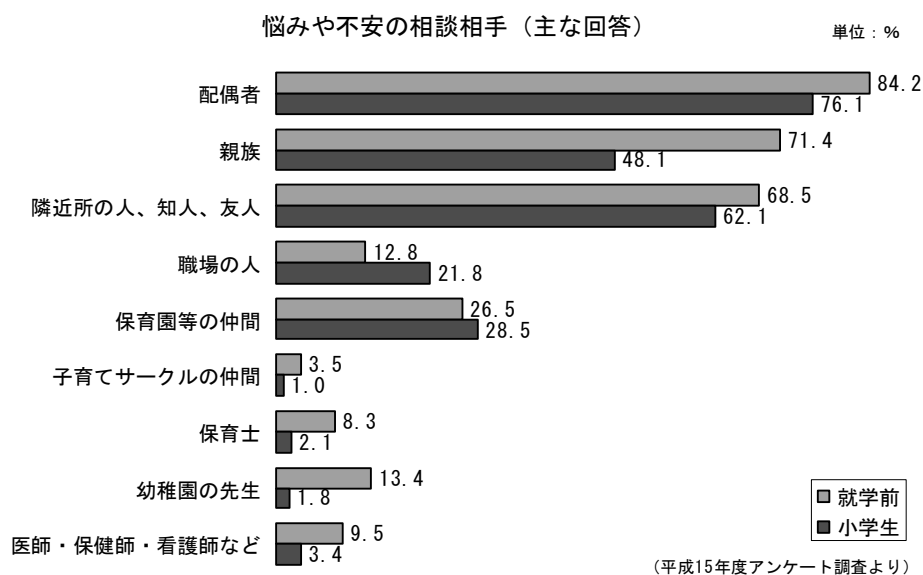
(2) 子育て相談体制の充実

現状と課題

子育ての不安感や悩みをもつ親が多くなるなかで、身近なところで気軽に相談できる場や機会が求められます。アンケート調査結果では、子育ての相談相手は「配偶者や親族」、「隣近所の人」、「知人・友人」といった自分の身近な人に相談する親がその大半を占めています。さまざまな情報があふれるなかで、子育て家庭が的確な情報を得ることができるよう、また、専門的な相談にも対応できる体制が必要となっています。

本市では、健康増進課による母子相談事業をはじめ、児童家庭課による家庭児童相談室、地域子育て支援センターや各保育園に相談窓口をおき、各地域においては民生委員・児童委員、主任児童委員などがそれぞれ相談活動を行っています。

引き続きこれらの相談窓口を活用した相談業務や相談員等による相談活動を行うとともに、今後、より複雑・多様化する相談に対応するため、総合的な相談窓口が必要となっています。



家庭児童相談件数

	平成11年度	12	13	14	15
相談件数	716件	1,173	2,166	2,524	3,039

（資料）児童家庭課

平成 15 年度相談内訳

相談種別		相談件数
性格・生活習慣等		129 件
発達・言語		92
学校生活等	人間関係	72
	不登校	656
	その他	47
非行		31
家族関係	虐待	376
	その他	652
環境福祉		787
障がい		162
その他		35
計		3,039

(資料) 児童家庭課

施策の方向

子育て家庭が気軽に安心して相談することができるよう、各種相談窓口や相談活動の充実を図るとともに、子育て支援に関する相談窓口の整備を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
各種相談窓口の充実	これまでの各種子育て相談窓口は、引き続き子育ての身近な相談窓口としての充実を図ります。
相談員の資質の向上	相談内容の変化や複雑化に対応するため、関係機関との連携を図りながら、研修会への参加等により相談員の資質の向上に努めます。
総合的相談窓口の整備	各種相談窓口との連携を強めるなかで、地域子育て支援センターについても、相談窓口として専門的な職員を配置するなど、体制を整備します。

4. 児童の健全育成

(1) 児童ホームの充実

現状と課題

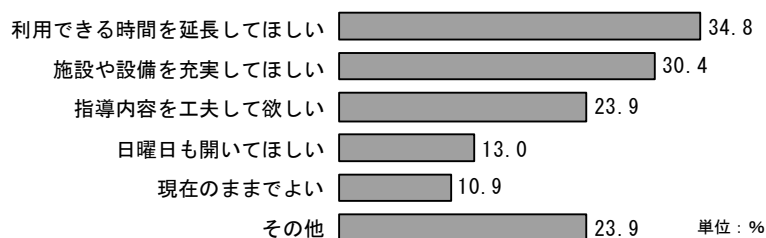
児童ホームは、昼間保護者のいない低学年児童の健全育成を図ることを目的として設置され、放課後や土曜日、長期休暇中の遊びや生活の場として利用されています。平成8年度に3ヵ所であった児童ホームは、利用者が年々増えているため、平成16年3月現在9ヵ所で開設しています。

こうした状況のなか、ほとんどの児童ホームは定員を超えて対応しており、地域によっては待機児童が生じています。

アンケート調査結果では、条件があれば今後児童ホームを利用したいとする親は6割近くに達しています。また、現在通っている児童ホームへの要望としては、「利用時間の延長」や「施設・設備の充実」「指導内容の工夫」などがあげられています。

こうした利用ニーズを踏まえながら、各児童ホームの定員の増加や未設置地区への積極的な対応が必要となっています。

児童ホームへの要望



単位：%

(平成15年度アンケート調査より)

児童ホームの利用者数

	平成 11 年度	12	13	14	15
中台児童ホーム	73 人	82	52	72	56
三里塚児童ホーム	27 人	35	29	42	33
玉造児童ホーム	45 人	54	42	64	53
平成児童ホーム	21 人	40	51	85	72
新山児童ホーム	—	—	42	76	34
成田児童ホーム	—	—	—	61	48
本城児童ホーム	—	—	—	28	28
加良部児童ホーム	—	—	—	—	47
橋賀台児童ホーム	—	—	—	—	H16 開設

(資料) 児童家庭課

施策の方向

地域の実情に合わせて児童ホームの整備を推進します。また、あわせて指導員の資質の向上に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
児童ホームの整備	既存児童ホームの定員枠の拡大を図る一方、児童ホームは小学校区に1ヵ所あることが望ましいことから、今後新たに6ヵ所を増設し、さらに増設を検討します。
指導員の資質の向上	子どもの心身の健全な育成を図り、遊びを指導できるよう、指導員の養成や資質向上のため、指導員等の情報交換会や研修機会の充実に努めます。

〔目標事業量〕

	現状(平成 16 年度)	目標(平成 21 年度)
児童ホーム(入所定員)	475 人	650 人
児童ホーム(施設数)	9 ヵ所	15 ヵ所

(2) 体験・交流事業の推進

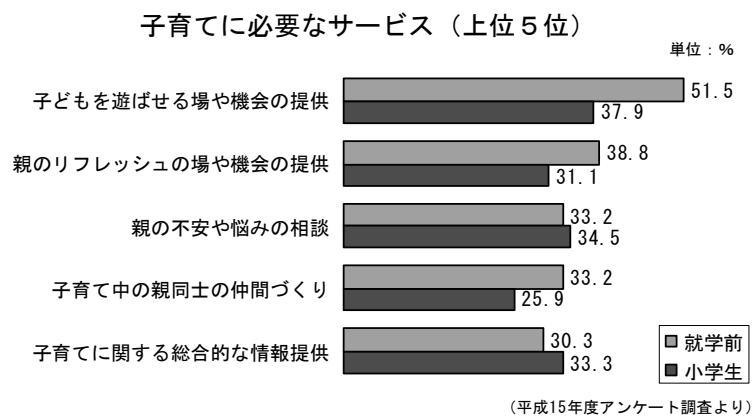
現状と課題

アンケート調査結果では、子育てに必要なサービスとして「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が就学前及び小学生とも1位にあげられています。放課後や週末等に子どもたちが気軽に立ち寄り、交流の場となり、子どもの発達を支援する居場所づくりが必要となっています。

一方、昔から子どもたちは、地域の中で多くの人と出会い、自然とふれあい、さまざまな体験を重ねるなかで豊かな感性や行動力を育んできました。しかし、今の子どもたちは、地域の人たちや自然とふれあう機会が減少し、地域も子どもを育てる力をなくしつつあります。このため、地域において子どもたちが自主的に参加し、自由に遊び、体験することのできる機会が求められます。

本市では、成田国際文化会館を拠点とした「ヤングスペースなりた」、公民館による「子ども体験学習セミナー」などを通して、子どもや親子の自然体験活動、子どもの芸術文化、交流活動等の各種教室やイベントを実施しています。

とりわけ、公民館は地域における生涯学習の場であることから、地域の特性に応じ、地域の人たちが気軽に参加できる子育て支援事業を拡充していく必要があります。



施策の方向

児童館の整備をはじめ、放課後等における子どもの居場所づくりを推進します。

また、親子のふれあいや子どもたちの体験・交流機会の提供や地域特性に応じた各種事業の活発化を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
子どもの居場所づくり	子ども館の1階を「ふれあいひろば」として小・中高生が気軽に集い、交流できる居場所づくりとして活用します。
地域子ども教室推進事業の推進	家庭、学校、地域が連携し、学校の教室や校庭を活用した地域子ども教室推進事業を推進します。
児童館の整備	子どもたちに健全な遊びの場や機会を提供し、子どもたちの発達を支援する場として児童館の整備を検討します。
子どもの体験学習・交流事業の充実	成田国際文化会館を拠点とした「ヤングスペースなりた」による交流体験事業や公民館による「子ども体験学習セミナー」など、さまざまな体験学習の機会を拡充し、子どもたちの体験活動や異年齢の人たちとの交流を促進します。また、成田市子どもセンター発行の情報紙「なりきち」等を通じ、情報の提供に努めます。
子ども会活動の促進	子ども同士の交流や世代間交流など多様な交流を通じて相互の理解を深めながら、健やかにたくましく成長することを目指す子ども会活動を促進します。

(3) いじめや不登校などへの対応

現状と課題

子どもの健全な成長に悪影響を及ぼすいじめや問題行動、不登校に対しては、一刻も早い心のケアが求められます。これらの背景には、家庭や地域の教育力の低下や子どもの社会性の不足など、さまざまな要因が絡み合っています。

本市では、こうしたいじめや不登校などに関して、教育相談室や家庭児童相談室の相談活動、教育支援センター（ふれあいる一む 21）による学校復帰をめざした指導にあわせ、各中学校にはスクールカウンセラーを配置し、気軽に相談できる体制づくりを進めています。また、教員を対象とした精神科医師等の専門家の派遣を行っています。

子ども一人ひとりの立場に立って、早いうちからの相談活動や指導の充実が必要となっています。

施策の方向

いじめや不登校などの悩みを抱える子どもやその保護者に対する相談・指導体制のさらなる充実を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
相談体制の充実	子どもや保護者が気軽に相談できるよう、教育相談室や家庭児童相談室の相談活動の充実を図ります。
教育支援センターの充実	教育支援センターを充実し、不登校の子ども一人ひとりの実態に即した支援に努めます。
スクールカウンセラーの活用の充実	いじめ、不登校等への対応、問題行動等の防止に向けて、スクールカウンセラーと教師との一層の連携を図ります。

5. 経済的支援の充実

現状と課題

全国的な調査において、出生率低下の大きな原因として、子育て費用の負担が大きいからという理由がよくあげられており、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められています。

本市では、子育てに対する経済的な支援策として、児童手当、乳幼児医療費の助成、幼稚園の就園補助などを行っていますが、これらの制度について周知を図るとともに、保育料や教育費などに関わる負担の軽減に努めていく必要があります。

児童手当等の支給状況等

	平成 11 年度	12	13	14	15
児童手当支給延児童数	20,019 人	36,323	49,654	54,658	58,113
児童手当支給額	110,800 千円	201,710	274,610	301,955	320,000
児童扶養手当受給者数	528 人	514	608	636	662
児童扶養手当支給額				96,069,590 千円	308,211,700
乳幼児医療費助成額	37,523 千円	40,872	39,140	37,343	91,339

(資料) 児童家庭課・健康増進課

注) 児童手当は平成 12 年度 6 月分より対象が 3 歳未満児から就学前児童まで拡大。
また、平成 16 年 4 月より 9 歳到達後最後の 3 月 31 日までの児童に対象を拡大。
児童扶養手当は、平成 14 年 8 月より県から市へ事務が委任された。
乳幼児医療費助成制度については、平成 15 年度に償還払いから現物給付に改正。

施策の方向

子どもと家庭の状況に応じて、児童手当など子育て家庭への経済的支援に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
児童手当等の支給	児童手当や母子家庭等への児童扶養手当、また、遺児手当などを支給し、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を図ります。
乳幼児医療費の助成	乳幼児の通院及び入院、医療費の一部を助成します。平成17年度は助成対象児童を4歳未満児まで拡大します。
幼稚園就園の補助	私立幼稚園に就園する保護者に対し、保育料の一部を補助し、保護者の経済的負担を軽減することにより、就園の奨励を図ります。
通学費等の補助	遠距離通学生徒の通学費や修学旅行経費の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
要保護及び準要保護児童・生徒の援助	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して援助を行います。
教育資金の利子補給	高校・大学等の進学において、国の教育ローンを利用した場合、その返済利子の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1. 子どもや母親の健康の確保

- (1) 妊娠中の健康の確保
- (2) 乳幼児の健康診査の充実
- (3) 訪問指導の充実
- (4) 育児相談等の充実

2. 食育の推進

- (1) 食育の啓発
- (2) 学校等における食育の推進

3. 思春期保健対策の充実

- (1) 学校保健の充実
- (2) 心の問題への対応

4. 小児医療の充実

1. 子どもや母親の健康の確保

(1) 妊娠中の健康の確保

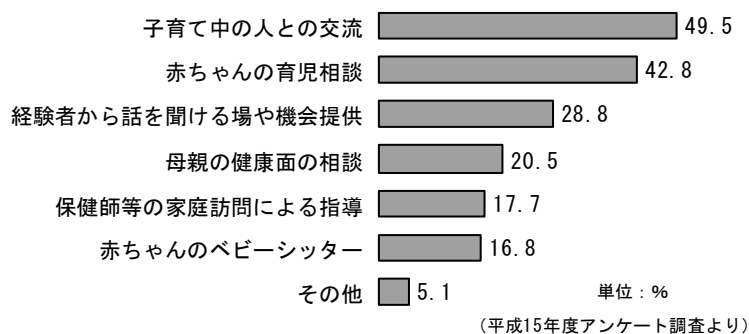
現状と課題

アンケート調査結果では、妊娠中や出産後のサポートとして望むサービスとして、「子育て中の人との交流」や「赤ちゃんの育児相談」などが上位にあげられています。

妊娠中の健康確保については、母子健康手帳交付時に子育て支援に関する情報を提供するとともに、妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査として医療機関において無料で健診を実施し、安全な出産と健康な子どもの成長支援に努めています。また、母親学級やパパママクラス、育児相談などを開催し、妊娠、出産、育児に関する不安の軽減や、夫婦で協力していくことの大切さなどを学習する機会を提供しています。特に、夫婦で参加するパパママクラスの土曜日開催への参加率が高く、希望通り受けられない人も出ています。

また、妊産婦への訪問指導を行っていますが、特に若年、高齢などハイリスク妊産婦への相談活動を活発にしていく必要があります。

妊娠や出産後に望むサービス



母親学級の受講者数

	平成 11 年度	12	13	14	15
妊娠届	1,230 人	1,226	1,250	1,256	1,213
初妊婦	632 人	637	686	685	658
受講者数	272 人	270	269	252	277

(資料) 健康増進課

パパママクラスの参加者数

	平成 11 年度	12	13	14	15
参加者数	275 人	342	298	361	401
夫の参加	93 人	128	113	166	193

(資料) 健康増進課

施策の方向

妊娠中の健康は、胎児への影響も大きく、安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、母子健康手帳交付時から母子保健対策の充実を図ります。

また、妊婦同士の交流を深め、出産・育児の知識の普及に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
情報・学習機会の提供	母子健康手帳交付時や母親学級等の事業を通して、子育てに関する情報提供を行うとともに、妊婦同士の交流を深めます。
学級等の充実	母親学級の受講率を高めるとともに、パパママクラスを充実させ、父親の育児参加を促進し、育児の孤立化を防ぐようにします。
相談と訪問指導の充実	妊娠・出産に関する安全性を確保するため、電話や面接による相談をはじめ、訪問指導の充実を図ります。

(2) 乳幼児の健康診査の充実

現状と課題

乳幼児の健康診査は、乳児及び1歳6か月、3歳児を対象に行い、また、2歳児を対象とした歯科健診を実施しています。乳幼児の運動面、精神面の発達の確認と生活習慣の自立、栄養、口腔衛生等について助言し、疾病や障がい等の早期発見、早期対応を図っています。

アンケート調査結果では、こうした乳幼児健診に対して、満足と回答した人は半数を超えていますが、満足していない人の理由として多かったのは、「時間がかかりすぎる」であるため、健診の場の工夫等を検討していく必要があります。

一方、健診により経過観察が必要となった子どもや育児不安を持つ親に対しては、保健師等による家庭訪問や心理相談、たんぽぽ教室への参加を進めています。

また、ことばの遅れ、聞こえの問題、発音の濁りなどによりコミュニケーションがうまく取れない幼児に対し、「ことばの相談室」を実施していますが、通所者が増え、相談体制が十分にとれなくなっていることから、個別のフォロー体制の充実が課題となっています。

注) たんぽぽ教室：遊びを通して子育てを学ぶ場とし、母子関係を深める。

平成15年度から発達の遅れのある子どもを支援する「発達支援教室」、育児不安を持つ母親を支援する「育児支援教室」の2部制で運営している。

健康診査の状況

1歳6か月児

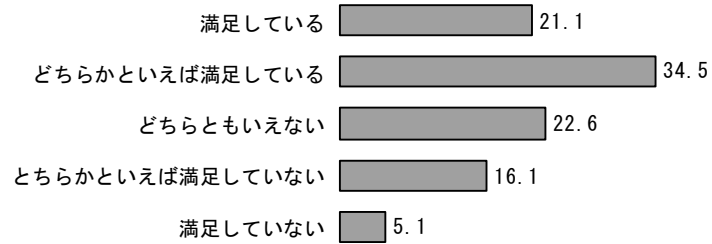
	平成11年度	12	13	14	15
対象者	1,052人	1,120	1,150	1,135	1,096
受診者	958人	1,025	1,049	1,048	992
受診率	91.1%	91.5	91.0	92.3	90.5

3歳児

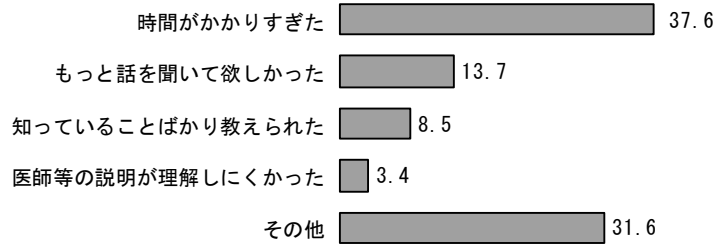
	平成11年度	12	13	14	15
対象者	1,029人	1,072	973	1,066	1,088
受診者	899人	937	833	914	914
受診率	87.4%	87.4	85.6	85.7	84.0

(資料) 健康増進課

乳幼児健康診査についての満足度



満足していない理由



単位：%

(平成15年度アンケート調査より)

施策の方向

疾病や障がいの早期発見、早期対応に努めると同時に、母親への育児支援の場として、健康診査や健康診査実施後のフォロー体制の充実に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
健康診査の充実	高い受診率を維持し、各成長段階に合わせた健康診査を行い、精密検診の受診につなげます。
健診後のフォロー体制の充実	経過観察の必要な親子に対し、心理相談、たんぽぽ教室、ことばの相談室での相談、指導、家庭訪問等を行うとともに、関係機関と連携し、継続した支援に努めます。

(3) 訪問指導の充実

現状と課題

新生児訪問指導は、新生児連絡票や電話等で相談があると、地区担当保健師等が訪問し、育児不安等の軽減に努めています。

この事業は、出産後最初に関わるサービスであり、育児に不安や心配を抱える母親に継続して関わる事が出来るなど、母親の育児支援として重要な役割を果たしています。しかし、新生児連絡票は充分活用されているとは言えません。また、連絡票のなかで第1子の母親の約半数が育児不安を訴えています。

注) 新生児連絡票

母子健康手帳別冊1に綴られているハガキで、出生時の状況や心配事の有無を記し、概ね7日以内に居住地の市町村に送付するもの。

施策の方向

新生児訪問事業の周知に努めるとともに、育児支援が必要な母親に対しては、状況に応じ保健師が医療機関等との連携を図りながら、継続して訪問指導に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
新生児訪問事業の周知徹底	新生児訪問事業の周知徹底を図り、育児不安や疾患等を抱える妊産婦や新生児に早期に関わるよう努めます。
訪問後のフォロー体制の充実	訪問後の結果について、医療、福祉等との連携を図り、フォロー体制の充実を図ります。

(4) 育児相談等の充実

現状と課題

核家族化や地域社会における連帯感の希薄等、子育てを取り巻く環境は変化しています。特に新生児期から乳児期においては、子どもの発達がめざましく、個人差がでてくる時期ですが、育児について身近に相談できる人が少ない現状にあります。

本市での4か月育児相談は、個別相談を重視し、家族環境・生育歴などの状況を把握する一方、10か月育児相談においては、歯科衛生士や栄養士等による集団指導と個別相談などを実施していますが、育児不安を持つ親や経過観察が必要となる子どもが増加しています。

育児相談の状況

4か月児

	平成11年度	12	13	14	15
対象者数	1,145人	1,192	1,105	1,259	1,172
相談者数	967人	1,019	934	1,021	994
来所率	84.5%	85.5	84.5	81.0	84.8

10か月児

	平成11年度	12	13	14	15
対象者数	1,099人	1,188	1,174	1,094	1,179
相談者数	803人	863	819	799	933
来所率	73.1%	72.6	69.8	73.0	79.1

(資料) 健康増進課

施策の方向

子育てに関する不安や悩みを抱えている親や、乳幼児健診によりフォローが必要な子に対し、ことばの相談室、簡易マザーズホーム等と連携を図り、子育て支援に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
育児相談の周知徹底	個人通知や広報への掲載などを通して、育児相談の周知徹底を図ります。
育児相談の充実	各コーナーでは相談しやすい場づくりに努めるとともに、待ち時間を活用して母親や子ども達の交流の場を設ける等、事業の充実に努めます。
相談後の継続支援	相談後の継続支援として、たんぽぽ教室やことばの相談室、また、簡易マザーズホーム、関係各課との連携を図り、継続した支援体制の推進を図ります。
乳幼児健全発達支援会議の開催と情報の共有化	子どもの健全育成及び障がい児療育対策の充実に向け、保健・福祉・教育の現場の職員による支援会議を開催するとともに、情報の共有化を図ります。

2. 食育の推進

(1) 食育の啓発

現状と課題

欠食、偏食、孤食など、食生活の乱れはキレる子どもやアレルギー性疾患の増加、生活習慣病の低年齢化などと深い関係があるとされ、子どもの心と身体の問題に関して、食育への期待が高くなっています。望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成することにもなり、食の見直しと啓発が必要となっています。

本市では、母親学級や育児相談、乳幼児健診の際に保健師や栄養士等による講座の開催や栄養指導、調理実習などを行う一方、保育園・幼稚園では好ましい食習慣がつけられるよう、食育の啓発に努めていますが、さらに関係機関との連携を図る必要があります。

注) 食育とは、食べることを理解し、一人ひとりが自立的に食生活を営む力を育てること。また、それを実現しやすい食環境づくり、支援の推進をするネットワークづくり。

施策の方向

妊娠期、乳幼児期、それぞれの発達段階にふさわしい食育の啓発をするともに、保育園、幼稚園にふさわしい食育の啓発に努め、望ましい食習慣の定着や食を通じた心身の健全育成を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
妊娠期における食育の啓発	母親学級などを活用し、妊娠期における食生活や出産後の授乳などの指導を通じ、食育の啓発に努めます。
乳幼児期における食育の啓発	乳幼児期における食育は子どもの心と身体をつくる上で重要であり、育児相談などを通して、正しい食事の摂り方や子どもの発達段階にあった食事の必要性について啓発に努めます。
保育園、幼稚園における食育の啓発	保育士、栄養士、看護師、調理員など多くの職種の連携のもと、園児や家庭にむけて食を営む力の基礎を培えるよう、食育の啓発に努めます。

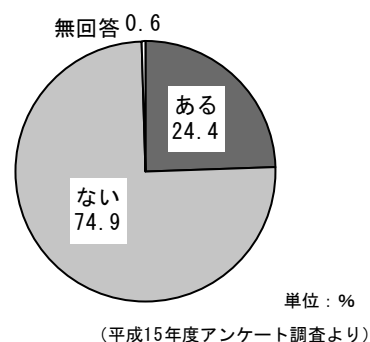
(2) 学校等における食育の推進

現状と課題

小・中学校における食に関する学習は、給食の時間や学級活動、家庭科の時間等、学校教育全体のなかで自らが健康管理を行えるような指導に努めています。しかし、一方では、食材の本来の姿を知らない子どもたちが増えており、実際に農作物を育てたり、調理する過程をみたりする体験が大切となっています。

小学生のアンケート調査結果では、子どもだけで食事をとることが「ある」とした人は4人に1人となっています。核家族化や共働きが進み、子ども一人で食べる孤食が増加しているため、食事を楽しみと感じられる機会を多くつくり、また、食に対する興味や関心を高めていく工夫が必要となっています。

子どもだけで食事をとること



施策の方向

学校における食育の学習を推進する一方、食育が非常に大切なものであることを確認し、地域と連携した食の学習機会の提供など、地域全体で食育に取り組めます。

主要事業

事業名	事業内容
学校における食育の推進	学校においては給食の時間や学級活動などにおいて、食に関する知識と関心を醸成する学習・教育を推進します。
食に関する学習機会の確保	地元の農家や商店などの協力を得て、農業の実体験などを行ったり、具体的に調理する機会を得たりする学習機会の確保に努めます。

3. 思春期保健対策の充実

(1) 学校保健の充実

現状と課題

子どもを取り巻く環境が大きく変化するなかで、10歳代の人工妊娠中絶や性感染症罹患率の増加、薬物乱用など思春期の男女の健康がむしばまれていることが指摘されています。

思春期における保健対策は、学校保健が中心となり実施されていますが、学校では心身の健康の保持・増進に力を入れるため、健康推進教員を8校に配置しています。

今後、喫煙、飲酒、薬物乱用防止や性・エイズ教育など、計画的な指導を推進するとともに、家庭や地域、健康福祉センター（保健所）、医療機関との連携が大切となります。

施策の方向

児童・生徒の心身の発達における健全で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙や飲酒、薬物乱用の防止や性に対する認識を深めることに努めます。

また、学校教育活動のなかで子どもたちの心身の健康増進を図るべく、健康推進教員の配置を進め、健康教育の充実を図っています。

主要事業

事業名	事業内容
健康に関する啓発・学習の推進	学校保健において、喫煙や飲酒、薬物などの有害性などについての知識の普及を図るとともに、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発に努めます。
子どもの健康づくりの推進	学校の教育活動全体を通じて、子どもの心身の健康づくりを推進するため、健康推進教員の活動などにより、健康についての実践力を高めます。
家庭や地域等との連携	家庭や地域、健康福祉センター（保健所）や医療機関との連携を強め、思春期の健康づくりを支援します。

(2) 心の問題への対応

現状と課題

近年の社会環境の変化に伴い、いじめや不登校、ひきこもり、少年事件の多発など、思春期における心の健康に関わる問題が生じています。

このため、各学校や教育支援センターにおいては、心の問題に気軽に相談できる体制づくりを進めています。さらに、各学校における精神保健充実のため、精神科医師等の専門家を講師として派遣し、問題を抱える児童生徒に対する教師の対応や諸問題の解決の方策などの助言を行っています。

また、保健福祉館においては、広く市民を対象とした精神科医師によるこころの健康相談を実施しています。

施策の方向

心のケアに関する相談事業を充実するとともに家庭との連携や、教員・保護者を対象とした精神科医師等の専門家の派遣による支援事業を推進します。

主要事業

事業名	事業内容
心のケアに関する相談・支援	学校における相談活動や学校と連携した教育相談室や教育支援センターの指導充実に努めます。また、保健福祉館では広く市民を対象としたこころの悩みについて専門医師による個別相談を行い、問題解決に向け助言を行います。
家庭等との連携	家庭との連携はもちろん、医療機関、児童相談所などと連携し、早期対応に努めます。
思春期の児童・生徒の悩みに対する支援事業の推進	教員を対象とした精神科医師等の専門家を学校へ派遣し、問題解決の相談に応じます。

4. 小児医療の充実

現状と課題

少子化が進行する社会において、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりのためには小児医療体制の充実が必要です。

小児医療では、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達についての相談、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められています。

また、小児救急医療については、24時間・365日の対応が求められていることから、従来の休日夜間急病診療所を印旛市郡医師会及び成田赤十字病院との連携のもと、平成14年度より夜間(午後7時から11時)開設するとともに平成16年度には、内科、小児科と合わせ休日における外科、歯科の診療を含めるなど新体制を開始させました。

今後は、子育てしやすい環境をさらに整備するために、いつでも安心して質の高い医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医制度の普及に努めるとともに成田赤十字病院等、関係機関との協力・連携を深めていく必要があります。

予防接種受診の状況

	平成11年度	12	13	14	15
ツベルクリン	3,791人	3,842	3,863	3,624	1,255
B C G	2,071人	2,236	1,801	1,796	1,229
ポリオ	2,158人	1,893	2,311	2,274	2,286
三種混合	4,931人	4,959	4,999	4,632	5,083
麻しん	1,041人	1,043	1,171	1,089	1,142
風しん	1,055人	999	1,031	1,020	1,125
日本脳炎	3,797人	3,719	3,774	3,542	3,925

注) 結核予防法の一部改正により平成17年4月1日よりツベルクリンは廃止となります。

(資料) 健康増進課

急病診療所における内科・小児科の利用状況

	平成 11 年度	12	13	14	15
受 診 者 数	416 人 (266 人)	325 (223)	356 (257)	4,551 (3,736)	4,129 (3,373)

※ 平成 14 年度より毎日診療

※ ()内は 15 歳以下の小児受診者数を再掲。ただし平成 11 年度は 0～10 歳の受診者数

(資料) 健康増進課

施策の方向

かかりつけ医、かかりつけ歯科医制度の普及を図るとともに、乳幼児を感染症の疾病から守るための予防接種や専門医師による乳幼児発達健康診査等、地域の医療機関との協力・連携に努め、小児医療の充実を図ります。

また、子どもがいつでも安心して診療が受けられるよう地域の医療機関が、診療していない夜間等に一次救急患者の医療体制として、印旛市郡医師会や印旛郡市歯科医師会成田地区、印旛郡市薬剤師会等の協力、連携により小児救急医療体制の充実を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
小児医療体制の周知	かかりつけ医、かかりつけ歯科医制度の普及を図るとともに、子どもの急病時の対応、急病診療所の利用等に関するパンフレットを配布し、小児医療体制の周知に努めます。
予防接種の周知と促進	乳幼児を感染症の疾病から守るため、予防接種の周知に努め、促進を図ります。
乳幼児発達健康診査の開催	運動神経発達、精神発達等について専門の医師が診察及び相談を行い、治療にむけた早期対応に努めます。
急病診療所事業の充実	広報紙等の活用により、市民へ急病診療所の周知を図るとともに、繁忙期には利用状況等を踏まえた診療体制を検討するなど急病診療所事業の充実に努めます。

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1. 次代の親の育成

- (1) 子育てに関する意識啓発
- (2) 乳幼児とのふれあい

2. 幼児教育の充実

- (1) 幼稚園教育の充実
- (2) 幼稚園、保育園、小学校の連携

3. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

- (1) 少人数教育の推進
- (2) 特色ある学校教育の推進

4. 家庭や地域の教育力の向上

- (1) 家庭教育の充実
- (2) 地域教育力の向上

1. 次代の親の育成

(1) 子育てに関する意識啓発

現状と課題

子育てを社会全体で支援していくことの必要性について、あらゆる機会を通じての普及・啓発が求められています。

また、中学生や高校生等これから親になっていく世代が赤ちゃんを抱いたり、幼い子どもの面倒をみる機会が少なくなっているなかで、親になって子育てにとまどうことがないよう、子どもとふれあう機会をつくる必要があります。

施策の方向

市広報等を活用し、子育てを広く社会全体で支援する意識の啓発に努めるとともに、若い世代が子育てに関わりをもつことができるよう、活動を支援します。

主要事業

事業名	事業内容
子育てへの意識啓発	子育てを広く社会全体で支援する必要性について、広報紙やホームページの活用などにより意識啓発を図ります。
若い世代の意識づくり	中学生・高校生・大学生等に対して、子育てや子どもの育成に関わるボランティア活動への積極的な参加を促進し、子育てに対する意識の醸成に努めます。

(2) 乳幼児とのふれあい

現状と課題

少子化や核家族化の影響できょうだいの数が少なく、年齢の低いきょうだいの世話をしたり、乳幼児にふれたりする機会がないまま大人になる子どもが増えています。

乳幼児とふれあったりすることは、いのちの大切さや母性や父性への理解を高めるとともに、将来結婚し、子育てに関わった時の貴重な予備体験とし、育児不安や虐待予防にもつながります。このため、こうした体験ができる機会を積極的に提供していくことにより、思いやりの心や、将来親になることへの自覚を醸成することが必要となっています。

施策の方向

地域子育て支援センターや「子ども館」における赤ちゃんとのふれあい事業の他、小中学校の体験学習を通して保育園や幼稚園の園児との交流を推進します。

主要事業

事業名	事業内容
ふれあい交流事業の推進	小・中高生と乳幼児の自然なふれあいを推進するために、地域子育て支援センターや子ども館を活用し、また、小中学校の体験学習を通して、保育園や幼稚園の園児とのふれあい交流事業を推進します。

2. 幼児教育の充実

(1) 幼稚園教育の充実

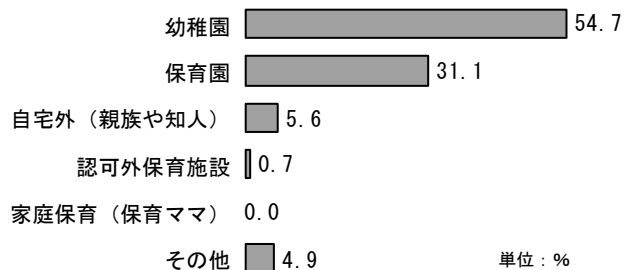
現状と課題

幼稚園は、生涯にわたる人間形成の基礎を育む就学前教育の場としての役割を果たしています。

市内には9園の幼稚園があり、いずれも私立幼稚園となっています。幼稚園の児童数はほぼ横這いで推移していますが、就学前のアンケート調査結果では、今後働こうと思っている保護者の希望する預け先として、「幼稚園」を半数以上の方があげ、就学前教育への高まりをみることができます。

私立幼稚園はそれぞれ建学の精神に基づいて運営されており、今後は連携を深めながら保護者等に対して幼稚園の情報を積極的に提供することが必要となっています。預かり保育など利用者のニーズに応えた事業内容の充実や地域に開かれた幼稚園づくりを働きかけていく必要があります。

希望する預け先



（平成15年度アンケート調査より）

幼稚園の利用者数

（各年5月1日）

	平成12年度	13	14	15	16
3歳児	445人	487	512	590	509
4歳児	689人	695	688	700	736
5歳児	719人	698	687	691	678
合計	1,853人	1,880	1,887	1,981	1,923

（資料）学校基本調査

施策の方向

私立幼稚園と連携した幼稚園情報の提供に努めるとともに、多様化する利用者のニーズに応え、子育て支援事業の充実を働きかけます。

主要事業

事業名	事業内容
幼稚園情報の提供	不足しがちである幼稚園情報について、私立幼稚園と連携した情報提供に努めます。
私立幼稚園への支援	私立幼稚園の適正運営を図るため、私立幼稚園幼児教育振興費補助事業等で私立幼稚園や園児への補助を行います。
保育、子育て支援機能の充実	親や地域のニーズに対応し、幼稚園の預かり保育や園庭の開放、相談事業など、保育、子育て支援機能の充実を働きかけます。

(2) 幼稚園、保育園、小学校の連携

現状と課題

保護者のニーズ変化により、幼稚園の通常の保育時間以外で預かる預かり保育など幼稚園と保育園の機能は近づきつつあり、相互の連携を深めながら、望ましい環境整備を進める必要があります。

また、小学校との連携については、卒園した子ども達がスムーズに小学生生活になじめる様、交流を一層充実していく必要があります。

施策の方向

地域的な環境や実情にあわせ、幼稚園、保育園、小学校との連携が深まるよう連絡、調整を図りながら交流を推進します。

主要事業

事業名	事業内容
幼稚園・保育園・小学校の連携	幼稚園や保育園と小学校の連携・交流の機会を一層充実させ、子どもたちの健やかな成長をめざします。

3.

子どもの生きる力の育成に向けた 学校の教育環境の整備

(1) 少人数教育の推進

現状と課題

変化の激しい時代をたくましく生き抜くために、子どもたちは将来さまざまな課題に直面したときに、自分で考えて判断、選択、決定していくための力を養うことが重要となっています。このようななか、学校教育においては確かな学力を育成し、豊かな心を育むことにより生きる力を育成することが大きな課題となっています。

このため、少人数学習指導の推進を図ることにより、子どもたち一人ひとりの個性に応じて、その能力を最大限に伸ばすとともに、基礎・基本の定着を図り、きめ細やかな指導を充実させる必要があります。

本市では、学習指導や生徒指導面できめ細やかな指導を行う少人数学習推進教員を各学校に配置することにより、少人数学習指導を推進します。

施策の方向

子ども一人ひとりの個性に応じて、その能力を最大限に伸ばすためのきめ細やかな指導を充実するため、少人数による指導方法の工夫改善を図ります。また、教職員が個に応じた指導の充実や学力向上を目指すための研修の充実を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
個性を生かす教育推進事業	少人数での学習を推めることで、子どもたち一人ひとりの学校生活の充実感を一能力を最大限に引き出す教育の実現を目指します。
教職員研修の充実	市内教職員の資質向上を図り、児童生徒へのきめ細やかな指導の充実など、教育効果を高めるために教職員の研修を充実します。

(2) 特色ある学校教育の推進

現状と課題

学校教育に対するニーズがますます複雑・多様化しているなかで、子どもたちの生きる力の育成に向け、子どもたちや保護者の要望を考慮しながら学校と地域が協力して特色ある教育活動を進める必要があります。

本市では、市内各学校で特色ある学校づくり事業「ドリームスクール・ジャンプ21」に取り組み、専門家や地域の人たちが子どもたちの学習活動に関わり、さまざまな体験的な活動や学習を行っています。

とりわけ、新学習指導要領により新たに実施されている総合的な学習の時間では、各学校が地域の特性に応じた学習活動を展開しています。

また、地域に開かれた学校づくりを推進するため、各学校に学校評議員を設置するなどの事業を進めており、今後、家庭・地域とのさらなる連携のもと、開かれた学校づくりを推進していく必要があります。

施策の方向

家庭・学校・地域の連携を強め、地域における人材や環境などの教育力を積極的に活用し、体験を重視した地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

主要事業

事業名	事業内容
地域に開かれた学校づくり	地域における人材や環境などの教育力を積極的に活用したり、学校評議員制度を活用する等して学校、家庭、地域との連携・協力を図ります。
体験を重視した教育の推進	地域と学校との連携・協力による子どもたちの興味・関心に基づく自然体験やボランティア体験、勤労体験など、多様な体験活動を推進します。
学校スポーツの振興	子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しみ、また、地域スポーツクラブへと発展させるための礎として、成田市体育協会の協力を得て、地域の優秀な指導者を派遣するなど、運動部活動の一層の充実を図ります。

4. 家庭や地域の教育力の向上

(1) 家庭教育の充実

現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、人としての信頼感や自立心、社会生活に必要な基本的生活習慣を身につけるなど、人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。

しかし、親として持たなければいけない愛情が欠如している親や、しつけや思いやりの心情を育てることができない家庭が少なからずあることは、否めない事実であります。

本市では、「家庭教育手帳」や「ミニコミ家庭教育」を配布したり、幼稚園・小中学校での家庭教育学級、さらには入学説明会など多くの保護者が集まる機会を利用しての「子育て学習講座」や「思春期子育て講座」を学校で実施するなど家庭教育の充実につとめています。

今後は、より多くの親が参加できるようカリキュラムの充実に努めるとともに、中高校生を対象にした子育て講座も検討していく必要があります。

家庭教育学級の参加者数

	平成11年度	12	13	14	15
参加者数	6,747人	6,140	5,626	6,441	5,507

(資料) 生涯学習課

施策の方向

家庭教育の重要性を踏まえ、家庭における教育機能を充実するとともに、家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
家庭教育に関する学習 機会の充実	親自身が家庭における役割や責任を自覚することができるよう、また、子どもの発達段階に応じた親のあり方や望ましいしつけの方法などについて学ぶ「家庭教育学級」や「子育て講座」の充実を図ります。
連携による家庭教育の 推進	より多くの親が親としての必要な資質を身につけられるよう、保育園、幼稚園、学校、PTAとの連携を深めることによる学習機会の確保と親同士の交流、ネットワークづくりを支援します。
教育相談の充実	教育相談室における教育相談や家庭児童相談室の相談員との連携を図り、家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。

(2) 地域教育力の向上

現状と課題

子どもたちが成長する過程では、人間関係の楽しさを知り、感性を豊かに育てる生活体験、自然や仲間とのふれあいなど、体験の場が必要となっています。

体験事業については、学校教育のなかでも総合的な学習の時間を利用してさまざまに行われています。学校が週5日制になったこともあり、地域においてもこうした体験事業と連携を図りながら、地域の子ども会やスポーツ少年団などの活動を活発にし、地域の人たちとの関わりのなかで、さまざまな体験機会の提供や地域スポーツの振興、文化・芸術活動の推進を図っていく必要があります。

施策の方向

子どもたちが心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな心を育てていくため、地域でのさまざまな体験や、子どもたちの情操を育み、スポーツの振興を図るなど、子どもの発達段階に応じた様々な体験機会の提供に努め、地域における教育力の向上を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
体験機会の提供	公民館事業や各種青少年関係団体等が開催する、自然体験や文化・芸術体験など、遊びや学習を通して子どもたちが成長できるよう、子どもの発達段階に応じた体験機会の提供に努めます。
子ども会活動の促進 (再掲)	子ども同士の交流や世代間交流など多様な交流を通じて相互の理解を深めながら、健やかにたくましく成長することを目指す子ども会活動を促進します。
地域スポーツの振興	スポーツ少年団の普及と育成、子どもから高齢者までを対象としたスポーツ教室及び大会の開催、さらにはスポーツボランティアの活用などにより、子どもが気軽に参加できる地域スポーツの振興を図ります。
教育と地域の関わりの 連携	地域の財産である歴史や文化等、成田らしさを学ぶ「成田学」を創造し、その成果を子どもたちの学習の教材として活用するなど、子どもたちの教育に対する地域の関わりを深めていきます。

第4章 子育てを支援する 生活環境の整備

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

- 1. 良好な居住環境の整備
 - (1) 良好な住宅の確保
 - (2) 快適な居住環境の整備
- 2. 安全・安心な地域社会の推進

1. 良好な居住環境の整備

(1) 良好な住宅の確保

現状と課題

子育て世帯がゆとりをもって生活できるようにするためには、日常生活の最も基本的な場となる住まいが良質であることが必要です。しかしながら、子育てをしている若い世代にとって、経済的には厳しいことが想像されます。

住宅については、低所得者を対象とした市営住宅が 299 戸整備されています。こうした公営住宅を含め、子育て世帯が子どもの発達や各々のライフスタイルにあわせた住まいを選ぶことができるよう、良質な住宅の供給に努めるとともに、そうした住宅情報について子育て世帯に提供していくことが求められます。

施策の方向

子育て世帯がゆとりある住生活を実現できるよう、良質な住宅の供給の促進に努めます。

主要事業

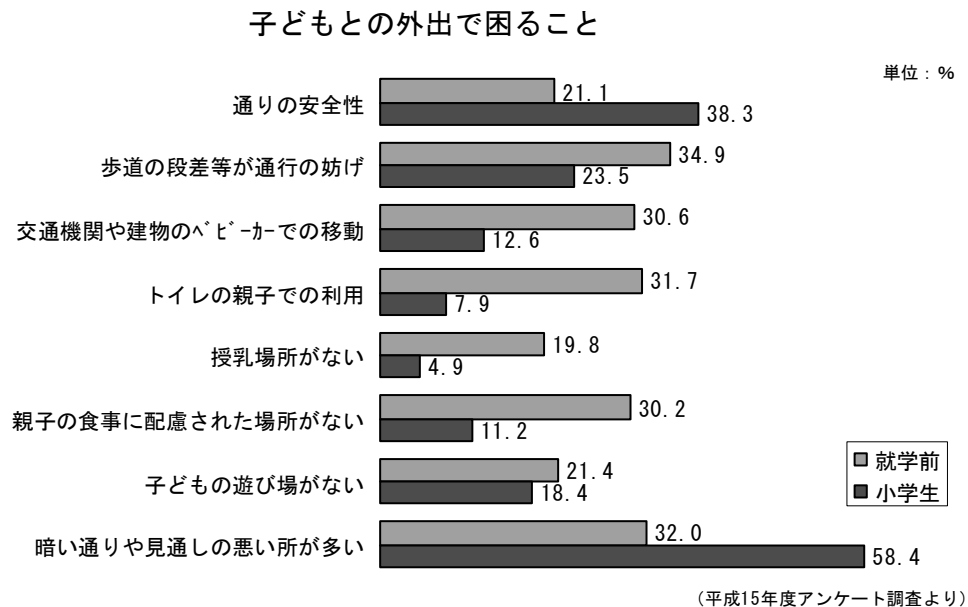
事業名	事業内容
良質な住宅の供給	子育て世帯がゆとりある住宅で生活することができ、また、シックハウス対策等、安全、快適な住宅の供給促進に努めます。

(2) 快適な居住環境の整備

現状と課題

安心して子育てをするためには、子どもを連れていても安全に移動できる道路環境づくりや気軽に外出できる環境の整備が必要です。

就学前アンケート調査結果では、子どもとの外出で困ることは、「歩道の段差等が通行の妨げ」になることを1位にあげており、加えて「トイレの親子での利用」や「交通機関や建物でのベビーカーでの移動」、「親子の食事に配慮された場所がない」などをあげています。



施策の方向

子ども連れでも安心して移動でき、また、安全に歩くことのできる道路整備を推進するとともに、子どもの遊び場の整備や公共施設等の改善をはじめとしたユニバーサルなまちづくりを推進します。

主要事業

事業名	事業内容
安全な道路環境の整備	子ども連れでも安心して通行できるよう、道路の段差解消や交差点の改良などを推進します。
安全な歩行者空間の確保	水辺のプロムナードの整備などを通して、安全で気軽に散策できる歩行者空間を確保します。
ユニバーサルなまちづくりの推進	妊産婦や高齢者、障がい者の方などにとっても利用しやすいユニバーサルなまちづくりを推進します。
公共施設等の改善	公共施設が子ども連れでも利用しやすいように、授乳コーナーやベビーベッドの設置等、各種施設整備を進めます。

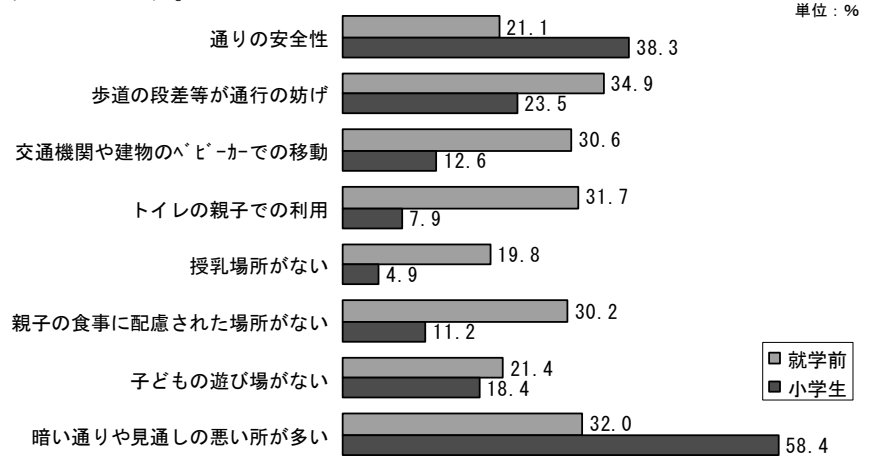
2. 安全・安心な地域社会の推進

現状と課題

アンケート調査結果では、子どもとの外出で困っていることとして、「暗い通りや見通しの悪い所が多い」を小学生では1位に、就学前では2位にそれぞれあげています。

子どもはもちろん、市民が安心して住むことのできる地域社会にするため、警察等の関係機関と連携を図りながら、交通安全施設の整備や防犯灯、道路照明灯の設置を進めていくとともに、自主防犯組織等と連携した防犯活動の展開を推進していく必要があります。

子どもとの外出で困ること (再掲)



(平成15年度アンケート調査より)

施策の方向

市民が危険や不安を感じることがない地域社会にするため、必要な場所への交通安全施設や防犯灯等の整備を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
通学路等の安全確保	通学路を中心に、危険箇所の点検を行い、歩道の整備やガードレール等交通安全施設の整備充実を図ります。
防犯灯・街路灯の整備と維持管理	夜間の通行の安全と防犯のため、防犯灯の整備及び維持管理を推進します。 また、国・県との連携のもとで、主要道路の街路灯の設置を進め、夜間帰宅する子どもの安全の確保に努めます。
防犯パトロール活動の推進	犯罪の起こりにくい環境づくりを目指すために行政と地域社会および関係機関等が連携を図り、一丸となった防犯活動を推進します。

第5章 職業生活と家庭生活との 両立の推進

第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 1. 男性を含めた働き方の見直し
- 2. 仕事と子育ての両立の推進

1. 男性を含めた働き方の見直し

現状と課題

子育て期間中の短時間勤務や子どもが生まれたら父親が休暇を取得するなど、男性を含めた働き方の見直しを推進し、男女とも子育てに参加できる企業風土や職場環境を整備していく必要があります。

施策の方向

子育てしやすい企業風土や職場環境としていくため、経営者等の意識向上を図り、関係法令等の定着や環境整備を促進します。

主要事業

事業名	事業内容
子育てしやすい職場環境づくりの促進	男女がともに協力して子育てをする環境づくりを進めるとともに、男性も女性も育児休業等が取得しやすい職場環境づくりの啓発を行っていきます。
企業内託児施設の設置促進	関係機関と連携のもとに、子育てと仕事の両立が図られるよう、企業内託児施設の設置等について啓発に努めます。
女性の再就職支援	出産・育児等のために退職した女性が再就職できるよう、再雇用制度の普及・啓発に努めます。

2. 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

家庭は男女が協力して築くものであり、育児や家事についても共に担いながら行うことが大切ですが、現実には核家族化や地域の人間関係の希薄化も加わり、家庭内の女性の負担が大きくなっています。

このため、家族一人ひとりが家庭の大切さを認識し、育児や家事などを男女が共に担うという意識啓発が大切となっています。

また、結婚・出産後も希望する女性が仕事を続け、出産・子育て後も職場への復帰ができるよう、関係機関や企業等の連携・協力のもと、取組を進めていく必要があります。

施策の方向

男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえるよう、仕事と家庭生活とのバランスある生き方への意識改革を促進します。

主要事業

事業名	事業内容
意識啓発の推進	家庭生活において、男女が互いに責任をもち、協力しあっていくことができるよう、意識の啓発に努めます。
育児休業制度等の普及啓発	育児休業や看護休暇制度の周知徹底を促進するため、制度の趣旨や内容についての普及啓発活動に努めます。
男性が参加する子育ての促進	男性の育児についての学習や体験の機会を増やすため、パパママクラスなどへの男性の参加を促進します。
育児休業制度等の利用促進	育児休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など、子育てしやすい職場環境に向け、商工会や経営者に対して理解と協力を求めています。

第6章 子どもの安全の確保

第6章 子どもの安全の確保

- 1. 子どもの交通安全の確保
- 2. 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進
- 3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

1. 子どもの交通安全の確保

現状と課題

本市の交通事故発生件数は、年々増える傾向にあり、子どもを交通事故から守る啓発・指導の充実が求められます。こうしたなか、保育園、幼稚園、小学校では交通事故から身を守るための交通ルールを知らせるため、関係機関・団体と連携した交通安全教室や登下校（園）時における交通安全指導等を行っています。また、小中学校では学級活動のなかで交通安全教育も実施されています。

今後は、地域の実情に即した交通安全教育の推進や参加体験型の交通安全教室の実施、チャイルドシートの使用の徹底などに努めていく必要があります。

子どもの交通事故の状況

	平成 11 年	12	13	14	15
発生件数	710 件	908	903	961	951
うち子どもの事故件数	50 件	50	75	83	98

（資料）交通防犯課

施策の方向

地域の実情にあった交通安全教室の充実を図るとともに、チャイルドシートの普及など地域と市民が一体となった交通安全対策を推進します。

主要事業

事業名	事業内容
交通安全教室の推進	職員の指導能力の向上を図り、関係機関・団体協力のもと、保育園、幼稚園に出向き、各年齢にあった参加体験型の交通安全教室を推進します。
関係機関の連携	子どもを交通事故から守るため、警察や関係機関との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

2. 子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進

現状と課題

近年、子どもが犯罪の被害者となることが多く、それを心配してか、アンケート調査では、外出時に困ることとして「暗い通りや見通しの悪い所が多い」があげられています。

こうした声を背景に、本市では学校で安全指導を行うとともに、子どもの登下校や戸外での活動の安全を高めるため、地域住民へ「子ども 110 番の家」プレートの設置を依頼し、地域連携で犯罪防止の推進を図ります。さらに、防犯ブザーを小学校の全児童と中学校の女子生徒の希望者に配布し、安全の確保に努めています。

また、学校の先生やPTA、市民などにより自主防犯巡回パトロールを実施しています。地域をあげての防犯体制、防犯ネットワークを強化することが必要です。

施策の方向

学校の安全指導の充実を図るとともに、自主防犯巡回パトロールなど、地域や関係団体等との連携のもと、地域ぐるみの防犯活動の推進を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
学校の安全指導等の充実	学校の安全指導の充実を図るとともに、防犯ブザーの利用について十分な周知・指導に努めます。
地域ぐるみの防犯活動の推進	子どもがいつでも助けを求められる「子ども 110 番の家」の子どもへの周知や、学校関係者や地域の人たちによる防犯巡回パトロールなど、地域ぐるみの防犯活動を推進します。
犯罪防止ネットワークづくりの推進	警察署や学校関係者・地域自主防犯活動団体との連携を強化し、子どもの安全を図ります。

3 . 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう、有害環境浄化活動の推進が必要となっています。本市においては、県の協力要請に基づいて有害環境の実態調査を行い、県の青少年健全育成条例に基づき、事業主への是正指導など、地域ぐるみの健全育成活動に取り組んでいます。

一方、雑誌やテレビ等のメディアで流される性や暴力等の有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されることから、関係機関や地域住民と連携・協力して、関係業界への働きかけを強めていく必要があります。

施策の方向

地域や警察など関係機関と協力しながら、青少年に有害な環境浄化活動を推進するとともに、地域ぐるみの非行防止活動を推進します。

主要事業

事業名	事業内容
実態把握と是正指導	地域住民と協力しながら有害環境の実態把握と是正指導に努めるとともに、県や警察に対して指導取締まりを要請します。
地域ぐるみの非行防止活動の推進	家庭や地域との連携を強化し、社会を明るくする運動の展開や啓発活動、青少年指導など、地域ぐるみの非行防止活動を推進します。

第7章 要支援児童への対応など きめ細やかな取組の推進

第7章 要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進

- 1. 児童虐待防止対策の充実
- 2. ひとり親家庭の自立支援
- 3. 障がい児施策の充実

1. 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

子どもの権利を侵害するといえる児童虐待が大きな社会問題になっています。しかし、児童虐待は家庭内で行われることが多いため顕在化しにくく、また、加害者が保護者である場合が多く、対応がむずかしいといった面も指摘されています。

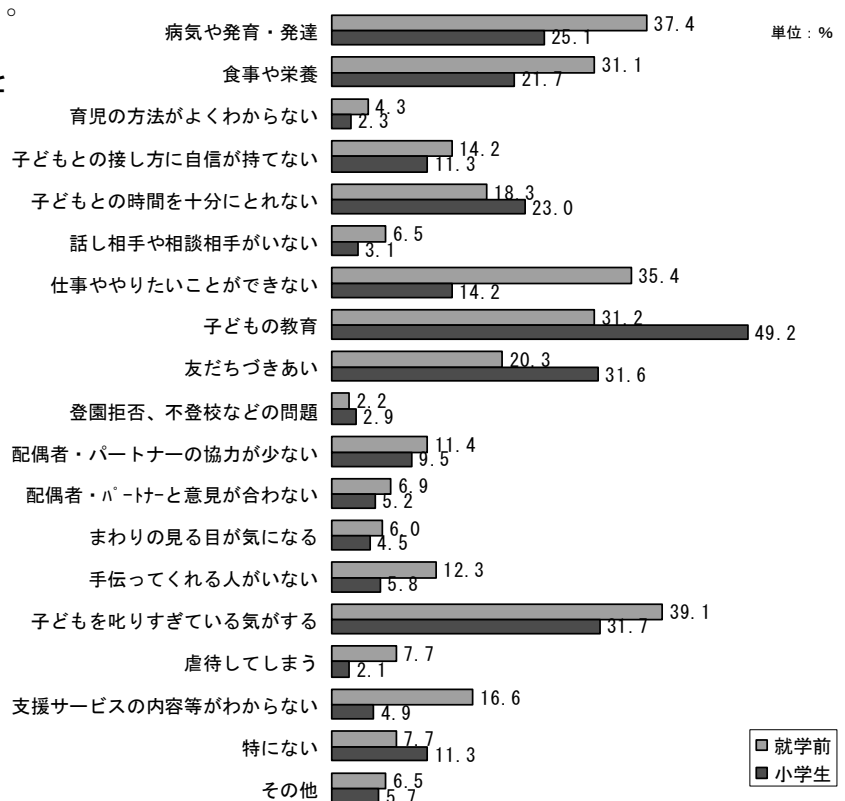
アンケート調査結果では、子育てで悩んでいることとして「子どもを叱りすぎている気がする」とした回答が多く、特に就学前では目立っています。

こうしたなか、本市では平成 12 年度より「子ども 110 番」を児童家庭課内に設置し、電話での相談、支援を開始しました。また、児童虐待の予防と早期発見、援助に関する方策を検討するため保健福祉審議会に子ども虐待防止検討部会を設置し、検討を重ねました。(平成 12 年 5 月 25 日～平成 13 年 12 月 10 日)、具体的には子ども虐待防止パンフレット・ポスターの作成や家庭児童相談員を増員するなどの対策を講じています。

特に児童虐待に対しては、迅速かつ適切な対応が求められ、母子保健事業や保育園、幼稚園、学校等、子育てに関わる事業や関係機関で虐待防止の視点をもって業務にあたる必要があるとともに、連携が求められています。

また、平成 16 年度の児童虐待防止法並びに児童福祉法改正により虐待児童の対応について市町村の責務が明確になったため、これまで以上の取組が必要となっています。

子育てで悩んでいること



施策の方向

児童虐待防止に向けた意識の啓発や相談活動に努めるとともに、予防、早期発見、早期対応を図る体制を確立します。

平成 16 年度の児童虐待防止法並びに児童福祉法改正を受け、児童虐待に関する相談窓口については、これまで以上に市としての役割を果たせるよう、その体制を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
児童虐待に関する啓発・相談活動の推進	児童虐待防止についての意識の啓発や相談体制を充実させるため、家庭児童相談室の相談内容を強化し、虐待の予防と早期発見・支援に努めます。
相談体制の充実	育児相談や健康診査等で育児や子どもとの関係に不安を抱いている親のために、心理相談やたんぽぽ教室における育児支援教室の活動を通して虐待の防止に努めます。
児童虐待防止ネットワークの充実	児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、家庭児童相談員の活動とあわせ、関係機関による児童虐待防止ネットワークの充実を図ります。

2. ひとり親家庭の自立支援

現状と課題

近年は、ひとり親家庭が増加し、特に母子世帯の増加は著しいものとなっています。母子家庭の場合には低所得、無就労が多く、また、経済的にも恵まれないケースが多く、父子家庭の場合には、家事や子育ての問題が生じています。

アンケート調査結果でも、子育ての不安や負担をひとり親家庭でより多く感じるものとなっており、大変さをうかがうことができます。

こうしたなか、ひとり親家庭への支援を充実し、生活の安定と自立の促進に努めるとともに、家庭での養育が困難な子どもに対して、社会的養育体制の整備を進める必要があります。

母子・父子家庭の状況 (各年4月1日現在)

	平成12年度	13	14	15	16
母子家庭	695 世帯	754	802	856	904
父子家庭	71 世帯	82	85	87	94
合計	766 世帯	836	887	943	998

(資料) 児童家庭課

施策の方向

ひとり親家庭の自立を促進するため、相談体制の充実を図るとともに、日常生活を安定して送ることができるよう、生活及び経済的支援や就労支援に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
相談体制の充実	民生委員・児童委員、主任児童委員による生活相談をはじめ、関係機関との連携のもとで相談体制を充実し、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。
生活支援の充実	一時的に子育てが困難となったひとり親家庭に対する介護人派遣制度の検討や、子どもを家庭で養育できない場合等に対応するため、母子生活支援施設等の情報提供に努めます。
就労の支援	職業訓練や技能習得の機会の充実、職業紹介などの充実を関係機関へ働きかけるとともに、保育園への優先入所を図ります。
経済的支援の充実	児童扶養手当の支給、母子・父子家庭等医療費の助成、遺児手当、入学祝金、母子・寡婦福祉資金貸付制度を活用し、経済的支援を図ります。

3. 障がい児施策の充実

現状と課題

障がいのある子どもをもつ家庭は、日常生活のなかでさまざまな制約を受けることが多く、さまざまな問題に直面しています。また、ひとり親家庭と同じく、子育ての不安や悩みをより感じています。

こうしたなか、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、障がいを早期に発見し、早期に適切な療育が受けられるよう乳幼児発達健康審査や、こころの発達相談による早期発見に取り組んでいます。また、療育の場であることばの相談室、簡易マザーズホームの充実を積極的に図っています。

また、障がいのある子どもについて地域の保育園、幼稚園での保育、学校等での教育を希望する親が増えており、これに対応した相談体制や受入れ体制の充実が必要となっています。

一方、平成 15 年度より特別支援教育が始められており、従来の特殊教育対象の障がいだけでなく、ADHD（注意欠陥多動性障がい）やLD（学習障がい）、高機能自閉症を含めて、その一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な指導が必要とされています。

特殊学級

（各年 4 月 1 日現在）

	平成 11 年度	12	13	14	15
小学校	53 人	54	57	57	66
中学校	32 人	33	24	25	24
計	85 人	87	81	82	90

（資料）学務課

ことばの相談室

（各年 3 月 31 日現在）

	平成 11 年度	12	13	14	15
利用者数	33 人	39	40	70	65

（資料）健康増進課

簡易マザーズホーム

	平成 11 年度	12	13	14	15
身体障がい児	20 人	16	17	19	20
知的障がい児	11 人	14	20	12	18

（資料）障がい者福祉課

施策の方向

障がいのある子どもについては、暮らしやすい生活を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、療育体制の充実や保育園、幼稚園における受入れ体制の充実及び、学校における特別支援教育の充実に努めます。

また、ADHDやLDなどの発達障がいのある子どもたちへの相談・指導をよりいっそう充実していきます。

さらに、乳幼児期から青年期に至るまで、保健・医療・福祉・教育等が連携し、一貫した支援体制づくりに努めます。

主要事業

事業名	事業内容
早期療育体制の充実	各種乳幼児健康診査や相談活動等で発達のつまずきなどが発見された乳幼児や経過観察が必要と認められた乳幼児に対して、療育相談や指導など早期療育体制の充実に努めます。
障がい児通園事業の充実	母子通園施設である簡易マザーズホームの療育内容の充実を図ります。
保育園、幼稚園における障がい児の受入れ体制の充実	障害のあるなしに関わらず共に生活することで、お互いを理解しあい育ちあえることが期待されます。そこで、保育園、幼稚園への障害児の受け入れ体制の充実を図るとともに、保育者の知識と技術の向上を図るために職員の研修の充実に努めます。
小中学校における適正な就学指導	小中学校においては、保健福祉関係機関との連携により就学指導を充実させ、それぞれの障がいの状況に応じた指導に努めます。
特別支援教育の充実	教員及び特別支援教育担当者を対象とした研修を図り、教職員全体の理解を促進することにより、障がいのある子ども一人ひとりに対応した適切な教育支援を実施します。
在宅福祉サービスの充実	在宅の心身障がい児の介護者の支援を図るため、相談指導体制を充実するとともに、在宅障害児短所入所等の利用促進に努めます。
経済的支援の充実	各種手当での支給や身体障がい児の補装具自己負担金助成を行います。

計画の推進

1. 行動計画推進体制の整備

行動計画の推進にあたっては、全庁的な取組とあわせ、成田市保健福祉審議会による計画の進行管理等への意見の反映を図ります。

2. 行政・家庭・学校・地域・企業の役割

行動計画を推進するにあたっては、子どもと家庭の問題について社会的関心を高めていくとともに、行政と市民が連携・協働しながら、行政、家庭、学校、地域、企業が行動計画の理解を深め、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要となっています。

（１）行政の役割

行政は、行動計画に基づき、各種サービスや事業を総合的・計画的に推進していきます。

また、家庭、学校、地域との連携を強めながら、市民の地域活動を積極的に促進するとともに、企業の理解と協力を深めるなどし、民間活力を引き出しながら計画の円滑な推進を図ります。

（２）家庭の役割

子どもが心身ともに健やかに成長するために、家庭が果たすべき役割について認識をもち、家族が協力し合い、十分にコミュニケーションをとり、親子のふれあいを深めるなど、やすらぎのある家庭づくりが期待されます。

（３）学校の役割

子どもたちの教育の場としての充実に努めるとともに、地域と連携し、地域に開かれた学校としての役割を果たしていきます。

（４）地域の役割

子育て中の家庭を地域の中で支援する体制づくりとともに、子どもたちを地域の中で明るく、のびのびと育てることができるよう、NPO 法人や子育てサークル等、子育て支援の活動団体との協働、連携も含め、地域ぐるみの育成環境づくりが期待されます。

（５）企業の役割

仕事と育児の両立支援のため、ゆとりある働き方の実現に向けた取組と地域における一層の貢献が期待されます。

第3部

特定14事業の推計ニーズ量 及び目標事業量

1. 特定 14 事業について

行動計画においては、国における新たな計画策定のために、次の特定 14 事業の目標事業量の数値を報告することが義務付けられています。

本計画においても、推計ニーズ量を算出したなかで目標事業量を設定しています。

【特定 14 事業】

- (1) 通常保育事業
- (2) 延長保育事業
- (3) 夜間保育事業
- (4) トワイライトステイ事業
- (5) 休日保育事業
- (6) 児童ホーム
- (7) 及び (8) 乳幼児健康支援一時預かり事業
(病後児保育・派遣型及び施設型)
- (9) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)
- (10) 一時保育事業
- (11) 特定保育事業
- (12) 地域子育て支援センター事業
- (13) つどいの広場事業
- (14) ファミリー・サポート・センター事業

注) 成田市は、特定 14 事業の他に「幼稚園教育」も重要であるとの観点から、次頁保育ニーズ量総括表に「幼稚園教育」も入れています。

◇保育ニーズ量総括表

	項 目	事 業 内 容		ニーズ量	現在実施	実施目標
	推計人口 平成 21 年	平成 16 年 4 月 1 日現在の常住人口(98,321 人)を、基準人口とする。		102,889 人		
1	通常保育 (7:00～ 18:00)	保護者の労働または疾病等により家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所での保育を実施する。		1,536 人	平成 16 年 4 月 1 日 現在 1,407 人	新保育園の 建設 1 園 (定員 120 名)
2	延長保育	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行う。	延長 30 分(18:30 まで)	331 人	私立 最長:3 園で 21 時まで 公立 最長:1 園で 20 時まで	1 園で 21 時 まで延長
			延長 1 時間(19:00 まで)	200 人		
			延長 2 時間(19:30 まで)	32 人		
			延長 3 時間(20:00 まで)	11 人		
			延長 4 時間以上(21:00)	0 人		
			前 30 分(6:30 から)	22 人		
			前 1 時間以上(6:00 前から)	0 人		
3	夜間保育	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所において夜間保育を行う(延長保育とニーズ量を共有する)。			なし	延長保育で 対応
4	トワイライト ステイ	保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かる(延長保育とニーズ量を共有する)。			なし	延長保育で 対応
5	休日保育	日曜、祝日など休日の保育ニーズに対応するため、保育所において休日保育を行う。		154 人	なし	2 園新設
6	児童ホーム	保護者が仕事等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童について、児童ホームでの保育を実施する。		645 人(3 年生 以下 483 人、 4 年生以上 162 人)	9 箇所	6 箇所増設
7	病後児保育 (派遣型)	疾病回復期にある乳幼児で、保護者の労働その他の理由により、家庭での保育に支障があるものについて、その家庭又は保育士、看護師、その他の者の居宅において適当な設備を備える等により保育を行う。		12 人	なし	2 施設新設
8	病後児保育 (施設型)	疾病回復期にある乳幼児で、保護者の労働その他の理由により、家庭での保育に支障があるものについて、保育所その他の施設、病院又は診療所において適当な設備を備える等により保育を行う。				
9	ショートステイ	保護者が病気になった場合などに児童養護施設等において一時的に児童を短期間(7 日間程度)預かる。		11 人(就学 前 4 人、小 学生 7 人)	なし	需要を見極 めつつ準備
10	一時保育	専業主婦が育児疲れや急病の場合などに、保育所において一時的な保育を行う。		80 人	公立 1 園 私立 6 園	1 園増設
11	特定保育	保護者がパートを行っている等により、保育が困難な児童に対して、週 2, 3 日程度又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う。		41 人	なし	需要を見極 めつつ準備

	項 目	事 業 内 容	ニーズ量	現在実施	実施目標
12	幼稚園教育	学校教育法に基づく幼稚園で、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。		平成 16 年 5 月 1 日 現在 1,923 人	預かり保 育 の充実
13	地域子育て 支援センター	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。		赤荻保育園 宗吾保育園 なかよしひろば	2 施設増設 (三里塚複合 施設・保育園 内)
14	つどいの広場	主に乳幼児(0～3 歳児)を持つ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で気軽に集い、交流するとともに、子育ての相談に応じるつどいの場の提供を行う。		子育てひろば	需要を見極 めつつ準備
15	ファミリー・ サポート・ センター	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等育児についての助け合いを行う。		なし	社会福祉協 議会事業との 連携・再編

2. 将来子ども人口の推計

推計ニーズ量の算出を行うにあたって、本計画の計画期間である平成 16 年度から平成 21 年度の各年度の将来子ども人口推計値を算出しました。

算出するにあたっては、平成 11 年から平成 16 年の各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口（男女別、1 歳階級年齢別）データを用い、「コーホート変化率法」により行いました。

「コーホート変化率法」とは、各コーホート（人口集団）について、過去における実績人口の趨勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

成田市における 18 歳未満の児童の将来人口推計は、次のとおりです。

18歳未満の子ども人口の推計結果

年齢	実績	推 計					増加率
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	(H21/H16)
0歳児	1,164	1,167	1,175	1,185	1,179	1,177	1.1
1歳児	1,070	1,117	1,120	1,128	1,138	1,132	5.8
2歳児	1,002	1,009	1,053	1,055	1,063	1,073	7.1
3歳児	1,068	1,018	1,024	1,069	1,071	1,079	1.0
4歳児	1,021	1,013	964	970	1,013	1,015	△ 0.6
5歳児	915	993	986	940	946	987	7.9
0～5歳合計	6,241	6,317	6,322	6,347	6,410	6,463	3.6
6歳児(小1)	985	930	1,013	1,005	956	962	△ 2.4
7歳児(小2)	963	973	927	1,001	994	950	△ 1.4
8歳児(小3)	877	915	926	879	952	945	7.8
9歳児(小4)	956	948	989	1,004	948	1,032	8.0
10歳児(小5)	867	879	872	909	920	874	0.8
11歳児(小6)	840	903	914	907	945	958	14.0
6～11歳合計	5,488	5,548	5,641	5,705	5,715	5,721	4.2
12歳	922	836	900	909	902	939	1.8
13歳	960	941	854	918	928	921	△ 4.1
14歳	935	897	879	799	857	869	△ 7.1
15歳	990	995	956	938	852	916	△ 7.5
16歳	982	979	984	946	929	843	△ 14.2
17歳	1,006	976	977	982	941	923	△ 8.2
12～17歳合計	5,795	5,624	5,550	5,492	5,409	5,411	△ 6.6

3. 推計ニーズ量及び目標事業量

推計ニーズ量の算出を行うにあたっては、平成 15 年度に行ったアンケート調査から抽出したニーズを元に、子ども人口の推計結果を用い、行いました。

推計ニーズ量算出の手順と目標事業量の考え方は、次のとおりです。

(1) 通常保育事業

●ニーズ量算出の手順

ニーズ調査の保育サービスの利用希望に関するデータをもとに、

- ①保育所（認可保育所）に
- ②月～金のうち4日以上 かつ
- ③1日7時間以上
- ④主な保護者が就労中、就労予定・求職中、家族・親族の介護、保護者自身の病気や障がい、就学中・就学予定

のいずれかの理由で預けたいと保護者が希望する子どもの数を算出しました。

上記のデータをもとに、時間帯ごとに保育を希望する子どもの数を算出。これをニーズ調査の有効回答数で除した出現率を推計人口と乗ずることで、時間帯別の保育ニーズを算出しました。

上記の時間帯別保育ニーズ量のうち、7時～18時の時間帯における最大ニーズ量をもって、通常保育事業のニーズ量としました。

通常保育の推計ニーズ量

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成17年度	240人	247人	240人	291人	245人	236人	1,499人
平成18年度	242人	248人	250人	293人	233人	235人	1,500人
平成19年度	244人	249人	251人	305人	234人	224人	1,508人
平成20年度	243人	252人	253人	306人	245人	225人	1,523人
平成21年度	243人	250人	255人	308人	245人	235人	1,536人

◎現状と目標事業量

平成 16 年度の公私立保育園の同時利用が可能な最大受入児童数は 1,523 人、定員は 1,447 人となっています。推計ニーズ量は、1,536 人と現状をやや上回る程度となっています。

平成 16 年度の最大受入児童数には市外からの受託児童を含めているのに対し、推計ニーズ量には市民のみを対象としており、受託児童が含まれていないため、目標事業量に受託ニーズ量を反映させ、全体の目標事業量を 1,600 人とします。

そのためには、公立保育園の受入れ枠の拡大や、新たな私立保育園の建設を考えます。

◆考え方

推計ニーズ量 1,536 人（平成 21 年度）と現状（平成 16 年度の同時利用が可能な最大受入児童数）1,523 人は、ほとんど差はありませんが、これは、現状には市外からの受託児童が含まれるのに対し、推計ニーズ量では市民のみを対象としており、受託児童が含まれていないためと考えられます。

これを前提に、目標事業量は推計ニーズ量に 64 人を上積みしました。この 64 人は、受託児童分として考えることができますが、受託児童の現状は市内児童の 4 % ぐらいであることから、

$$1,536 \text{ 人} \times 4 \% = 61 \text{ 人}$$

程度の上積みが必要と考えられ、目標事業量を切りのいい数字（1,600 人）とするため 64 人としています。

年齢の内訳は、推計ニーズ量については推計していますが、上積みする 64 人の内訳は、この推計値の比率に従うものとします。

0 歳児	…	15.8%	→	10 人
1.2 歳児	…	32.9%	→	21 人
3 歳児	…	20.0%	→	13 人
4.5 歳児	…	31.3%	→	20 人
				計 64 人

		推計ニーズ量		上積み分		目標事業量
0 歳児	…	243 人	+	10 人	=	253 人
1.2 歳児	…	505 人	+	21 人	=	526 人
3 歳児	…	308 人	+	13 人	=	321 人
4.5 歳児	…	480 人	+	20 人	=	500 人

※現状と推計ニーズ量の内訳をみると、0歳児及び1，2歳児は増えていますが、3歳児及び4，5歳児は減っています。

0歳児については、現状の107人に対し、推計ニーズ量は253人と、新たに146人のプラスとなっています。これは、ニーズ調査（平成16年1月～2月実施）において、0歳児を平成14年4月から調査対象者抽出日までの約1年7ヵ月の間に生まれた子どもとしたため、漠然とした希望も含まれていることが考えられます。

＜0歳児（平成14年4月から調査対象者抽出日までに出生）の内訳＞

平成14年4月～15年3月まで	85人
平成15年4月～抽出日まで	80人

目標事業量の公私立の振り分けは、現状の定員は公立7に対し私立は3ですが、今後、設立が計画されている私立保育園（定員120名）を見込み、振り分けを公立6に対し、私立4とします。

	目標事業量	公立	私立
0歳児	253人	65人+87人=152人	42人+59人=101人
1，2歳児	526人	313人+3人=316人	135人+75人=210人
3歳児	321人	196人-3人=193人	138人-10人=128人
4，5歳児	500人	407人-107人=300人	227人-27人=200人
計	1,600人	991人	609人

(2) 延長保育事業

●ニーズ量算出の手順

通常保育事業と同様の手順により、平日の時間帯別保育ニーズ量を算出し、そのうち7時以前を前延長保育、18時以降を後ろ延長保育とし、それぞれ30分、1時間、2時間、3時間、4時間以上における最大ニーズ量をもって、延長保育事業等のニーズ量としました。

前延長保育（保育7時以前）の推計ニーズ量

延長保育(前延長30分)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成17年度	0人	0人	10人	0人	0人	12人	22人
平成18年度	0人	0人	10人	0人	0人	12人	22人
平成19年度	0人	0人	10人	0人	0人	11人	22人
平成20年度	0人	0人	11人	0人	0人	11人	22人
平成21年度	0人	0人	11人	0人	0人	12人	23人
延長保育(前延長1時間以上)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成17年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成18年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成19年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成20年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成21年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

後ろ延長保育（18時半以降）の推計ニーズ量

延長保育(30分)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成17年度	42人	86人	40人	39人	58人	59人	324人
平成18年度	43人	86人	42人	39人	55人	59人	324人
平成19年度	43人	87人	42人	41人	56人	56人	324人
平成20年度	43人	88人	42人	41人	58人	56人	328人
平成21年度	43人	87人	42人	41人	58人	59人	330人
延長保育(1時間)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成17年度	35人	43人	30人	29人	23人	35人	196人
平成18年度	36人	43人	31人	29人	22人	35人	197人
平成19年度	36人	43人	31人	31人	22人	34人	197人
平成20年度	36人	44人	32人	31人	23人	34人	199人
平成21年度	36人	44人	32人	31人	23人	35人	201人
延長保育(2時間)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成17年度	0人	11人	10人	10人	0人	0人	30人
平成18年度	0人	11人	10人	10人	0人	0人	31人
平成19年度	0人	11人	10人	10人	0人	0人	31人
平成20年度	0人	11人	11人	10人	0人	0人	32人
平成21年度	0人	11人	11人	10人	0人	0人	32人
延長保育(3時間)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成17年度	0人	11人	0人	0人	0人	0人	11人
平成18年度	0人	11人	0人	0人	0人	0人	11人
平成19年度	0人	11人	0人	0人	0人	0人	11人
平成20年度	0人	11人	0人	0人	0人	0人	11人
平成21年度	0人	11人	0人	0人	0人	0人	11人
延長保育(4時間以上)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成17年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成18年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成19年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成20年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成21年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

◎現状と目標事業量

延長保育のニーズ量推計は、7時以前と18時以降の時間帯の最大ニーズ量をもって、延長保育の推計ニーズ量としています。

現状では、私立は最長21時までを3園で、公立は最長20時までを1園でそれぞれ実施しています。

推計ニーズ量は、18時以降の延長30分は129人（延べ人数で330人）、同1時間は169人（延べ人数で201人）、同2時間は21人（延べ人数で32人）、同3時間は11人（延べ人数も11人）であり、7時以前の延長30分は23人となっています。

目標事業量は、推計ニーズ量に受託ニーズ量を加え、18時以降の延長30分は135人、同1時間は177人、同2時間は22人、同3時間は11人とします。7時以前の延長保育は実施しません。また、新たに建設予定の私立保育園で21時まで延長する予定です。

◆考え方

延長保育の現状（延べ人数ではない）は、以下の通りです。

	公立	私立	計	計（受託のみを含む）
延長30分 …	110人	98人 …	208人 …	163人
延長1時間 …	91人	57人 …	148人 …	143人
延長2時間 …	8人	10人 …	18人 …	18人
延長3時間 …	0人	10人 …	10人 …	10人

目標事業量は、推計ニーズ量に即したものを考えますが、延長30分の推計ニーズ量129人については、現状の163人を大幅に下回ります。これは既述したように、現状には市外からの受託児童が含まれるのに対し、推計ニーズ量のなかに受託児童が含まれていないためと考えられます。

このため、受託児童の延長保育量をどの程度見込むかについては、以下の現状を参考に、すべて5%程度を見込みます。

	受託・委託含まず(A)	受託のみ含む(B)	(B)／(A)
延長30分 …	155人	163人 …	5%
延長1時間 …	136人	143人 …	5%
延長2時間 …	18人	18人 …	0%
延長3時間 …	8人	10人 …	25%

すなわち、推計ニーズ量に各 5 %とした受託ニーズ量を付け加えます。

		推計ニーズ量		受託ニーズ量	
延長 30 分	…	129 人	+	6 人 (129 人 × 5 %)	= 135 人
延長 1 時間	…	169 人	+	8 人 (169 人 × 5 %)	= 177 人
延長 2 時間	…	21 人	+	1 人 (21 人 × 5 %)	= 22 人
延長 3 時間	…	11 人	+	0 人 (11 人 × 5 %)	= 11 人

(3) 夜間保育事業

延長保育において、夜間にかかる保育ニーズはすべて 20 時までなので、当面は延長保育で対応します。

(4) トワイライトステイ事業

考え方は、上記 (3) の夜間保育事業と同様です。

(5) 休日保育事業

●ニーズ量算出の手順

通常保育事業のニーズ量算出においての条件に該当する者のうち、

①月～金のうち 4 日以上 かつ

② 1 日 7 時間以上

③主な保護者が就労中、就労予定・求職中、家族・親族の介護、病気や障がい、就学中・就学希望 のいずれかの理由により預けられており、かつ

④「ほぼ毎週」ないし「月 1 ～ 2 日」の日曜・祝日に

⑤主な保護者が就労中、就労予定・求職中、家族・親族の介護、病気や障がい、就学中・就学希望あり

のいずれかの理由で預けたいと保護者が希望する子どもの数を抽出しました。

以下、通常保育事業と同様の手順により、その最大値を休日保育事業の推計ニーズ量としました。

休日保育事業の推計ニーズ量

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
休日	151人	151人	151人	153人	154人

◎現状と目標事業量

現状では、休日保育は実施されていません。しかし、ニーズ量の推計の結果、一定のニーズがあることから、対応を検討していく必要があります。

このため、2園で休日保育事業を開設し、推計ニーズ量に対応し、定員160人を目標事業量として実施します。

(6) 児童ホーム

●ニーズ量算出の手順

ニーズ調査の児童ホームの利用希望に関するデータをもとに、

①児童ホームに

②平日のうち「週4日以上」ないし「週1～3日」

③主な保護者が就労中、就労予定・求職中、家族・親族の介護、保護者自身の病気や障がい、就学中・就学予定

のいずれかの理由で預けたいと保護者が希望する子どもの数を抽出しました。

以下、通常保育事業と同様の手順により、その最大値を放課後児童健全育成事業の推計ニーズ量としました。

児童ホーム推計ニーズ量

	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	合計
平成17年度	185人	209人	84人	74人	54人	26人	633人
平成18年度	202人	199人	85人	77人	54人	26人	643人
平成19年度	200人	215人	81人	79人	56人	26人	657人
平成20年度	190人	214人	87人	74人	57人	27人	649人
平成21年度	191人	204人	87人	81人	54人	28人	645人

◎現状と目標事業量

現在、児童ホームの定員は475人ですが、推計ニーズ量は約660人と多く、今後、対応が必要です。

そのため、今後も引き続き小学校に併設した児童ホームの開設を進めることにより、目標事業量は15箇所、650人とします。

(7) 及び (8) 乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育・派遣型及び施設型)

●ニーズ量算出の手順

ニーズ調査のデータをもとに、

- ①子どもが病気で保育所、幼稚園、認可外保育施設を休まなければならなかったことがあり、かつ、
- ②対処方法として、「父親または母親が仕事を休んだ」「親族・知人に預けた」で、かつ対応が「非常に困難」だった、もしくは、
- ③「ベビーシッター等を頼んだ」「子どもを連れて出社」「子どもを同行」「その他」

であったケースの日数をすべて合計しました。

これにより算出された年齢別・全回答者についての該当ケース合計発生数を、年齢別の有効回答数で除して、1人あたり年間の該当ケース発生日数（年齢別）を算出しました。

さらに、1人あたり年間の該当ケース発生日数（年齢別）を年齢別推計人口に乗ずることで、乳幼児健康支援一時預かり事業のニーズ量としました。

乳幼児健康支援一時預かり事業の推計ニーズ量

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
(年間)	平成17年度	361人	623人	500人	950人	1,036人	154人	3,623人
	平成18年度	363人	625人	521人	956人	986人	153人	3,604人
	平成19年度	366人	629人	522人	998人	992人	145人	3,653人
	平成20年度	364人	635人	526人	1,000人	1,036人	146人	3,708人
	平成21年度	364人	631人	531人	1,007人	1,038人	153人	3,724人
(1日当たり)	平成17年度	1人	2人	2人	3人	3人	1人	12人
	平成18年度	1人	2人	2人	3人	3人	1人	12人
	平成19年度	1人	2人	2人	3人	3人	0人	12人
	平成20年度	1人	2人	2人	3人	3人	0人	12人
	平成21年度	1人	2人	2人	3人	3人	1人	12人

◎現状と目標事業量

現状では、乳幼児健康支援一時預かり事業は実施していませんが、ニーズ量の推計の結果、多くのニーズがあり、対応が必要と考えられます。

そのため、施設型で定員 12 人を目標事業量として、2 箇所の施設で実施します。

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

●ニーズ量算出の手順

ニーズ調査のデータをもとに、この1年間に、

- ①保護者の用事などにより子どもを泊まりがけで家族以外に預けなければならなかったことがあり、かつ、
- ②対処方法として、「親族・知人に預けた」で、かつ対応が「非常に困難」だった、もしくは、
- ③「ベビーシッター等を頼んだ」「子どもを同行」「その他」

であったケースの日数をすべて合計しました。

これにより算出された年齢別・全回答者についての該当ケース合計発生数を、年齢別の有効回答数で除して、1人あたりの年間の該当ケース発生日数（年齢別）を算出しました。

さらに、1人あたり年間の該当ケース発生日数（年齢別）を年齢別推計人口に乗ずることで子育て短期支援事業のニーズ量としました。

子育て短期支援事業の推計ニーズ量（就学前）

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
(年間)	平成17年度	99人	215人	410人	194人	82人	154人	1,154人
	平成18年度	100人	215人	427人	195人	78人	153人	1,168人
	平成19年度	101人	217人	428人	204人	78人	145人	1,173人
	平成20年度	100人	219人	432人	204人	82人	146人	1,183人
	平成21年度	100人	218人	436人	206人	82人	153人	1,195人
(1日当たり)	平成17年度	0人	1人	1人	1人	0人	1人	4人
	平成18年度	0人	1人	1人	1人	0人	1人	4人
	平成19年度	0人	1人	1人	1人	0人	0人	4人
	平成20年度	0人	1人	1人	1人	0人	0人	4人
	平成21年度	0人	1人	1人	1人	0人	1人	4人

子育て短期支援事業の推計ニーズ量（小学生）

		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	合計
(年間)	平成17年度	70人	1,664人	92人	34人	306人	0人	2,166人
	平成18年度	76人	1,586人	93人	36人	304人	0人	2,095人
	平成19年度	76人	1,712人	88人	36人	317人	0人	2,229人
	平成20年度	72人	1,700人	95人	34人	320人	0人	2,221人
	平成21年度	72人	1,625人	95人	37人	304人	0人	2,133人
(1日当たり)	平成17年度	0人	6人	0人	0人	1人	0人	7人
	平成18年度	0人	5人	0人	0人	1人	0人	6人
	平成19年度	0人	6人	0人	0人	1人	0人	7人
	平成20年度	0人	6人	0人	0人	1人	0人	7人
	平成21年度	0人	5人	0人	0人	1人	0人	6人

◎現状と目標事業量

現状では、ショートステイ事業は実施していません。ニーズ量の推計の結果では、一定のニーズがありますが、児童養護施設など宿泊型の児童施設を備えていないこともあり、今後も実施しません。

(10) 一時保育事業

●ニーズ量算出の手順

ニーズ調査のデータをもとに、この1年間に、

- ①緊急の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）で、子どもの面倒を普段みている人が、日中面倒をみられなくなったことがあり、かつ、
- ②対処方法として、「同居の家族がみた」「親族・知人がみた」で、かつ対応が「非常に困難」だった、もしくは、
- ③「一時保育を利用」「預かり保育を利用」「子どもが家で留守番」「子どもを同行」「その他」

であったケースの日数をすべて合計しました。

これにより算出された年齢別・全回答者についての該当ケース合計発生数を、年齢別の有効回答数で除して、1人あたり年間の該当ケース発生日数（年齢別）を算出しました。

さらに1人あたり年間の該当ケース発生日数（年齢別）を年齢別推計人口に乗ずることで、一時保育事業のニーズ量としました。

一時保育事業推計ニーズ量

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
(年間)	平成17年度	3,338人	4,597人	5,155人	3,762人	3,272人	3,310人	23,434人
	平成18年度	3,361人	4,609人	5,380人	3,784人	3,114人	3,287人	23,535人
	平成19年度	3,390人	4,642人	5,390人	3,950人	3,133人	3,133人	23,638人
	平成20年度	3,373人	4,683人	5,431人	3,958人	3,272人	3,153人	23,870人
	平成21年度	3,367人	4,659人	5,482人	3,987人	3,278人	3,290人	24,063人
(1日当たり)	平成17年度	11人	15人	17人	13人	11人	11人	78人
	平成18年度	11人	15人	18人	13人	10人	11人	78人
	平成19年度	11人	15人	18人	13人	10人	10人	77人
	平成20年度	11人	16人	18人	13人	11人	11人	80人
	平成21年度	11人	16人	18人	13人	11人	11人	80人

◎現状と目標事業量

現状は、平成 14 年度実績で年間延べ 3,809 人（年間 300 日とすると 1 日約 12 人）の子どもの一時保育事業を実施しています。しかし、ニーズ量の推計の結果は、年間 24,063 人（年間 300 人とすると 1 日約 80 人）という多くのニーズがあり、一時保育事業をさらに充実させていく必要があります。

現在、松崎保育園、成田保育園、宗吾保育園の 3 園で国庫補助事業としての一時保育事業を行っています。実施園を新たに 1 園増やすとともに、現在は 2 ～ 3 人を受け入れていて国庫補助事業にはなっていない私立保育園 4 園に対して受け入れ枠の拡大、国庫補助の申請を勧めていくことより、目標事業量は 1 日 80 人とします。

(11) 特定保育事業

●ニーズ量算出の手順

ニーズ調査の保育サービスの利用希望に関するデータをもとに、

- ①保育所（認可保育所）に、
- ②1 月あたり利用希望時間が 64 ～ 120 時間、
- ③主な保護者が就労中、就労予定・求職中、家族・親族の介護、保護者自身の病気や障がい、就学中・就学予定

のいずれかの理由で預けたい、と保護者が希望する子どもの数を抽出しました。

上記の回答者全員について、各年齢別に 1 週間あたりの利用希望日数を合計し、これに 52（1 年間の週数）を乗じて、年間の利用希望日数に換算しました。

さらに、1 人あたり年間の該当ケース発生日数（年齢別）を年齢別推計人口に乗ずることで、特定保育事業のニーズ量としました。

特定保育推計ニーズ量

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
(年間)	平成17年度	5,149人	1,676人	1,558人	3,529人	0人	0人	11,912人
	平成18年度	5,184人	1,680人	1,626人	3,550人	0人	0人	12,040人
	平成19年度	5,228人	1,692人	1,630人	3,706人	0人	0人	12,256人
	平成20年度	5,202人	1,707人	1,642人	3,713人	0人	0人	12,264人
	平成21年度	5,193人	1,698人	1,657人	3,741人	0人	0人	12,289人
(1日当たり)	平成17年度	17人	6人	5人	12人	0人	0人	40人
	平成18年度	17人	6人	5人	12人	0人	0人	40人
	平成19年度	17人	6人	5人	12人	0人	0人	40人
	平成20年度	17人	6人	5人	12人	0人	0人	40人
	平成21年度	17人	6人	5人	12人	0人	0人	40人

◎現状と目標事業量

現状では、特定保育事業は実施していません。しかし、推計ニーズ量から一定のニーズがあることから、対応を検討する必要があります。

現在は、通常保育及び一時保育でカバーしているニーズであり、今後も、それぞれの事業における受入れ枠の拡大により対応をしていきますが、需要を見極めつつ準備します。

(12) 地域子育て支援センター事業

国が示した地域子育て支援センター事業の指針では、保護者の身近な相談窓口や交流の場として、地域子育て支援センター及びつどいの広場のいずれかを、例えば中学校に整備し、市民の利用し易さを十分配慮して、目標事業量を設定することとしています。

現在、本市では、地域子育て支援センター事業は、なかよしひろば、赤荻保育園、宗吾保育園の3ヵ所で実施しています。今後、地理的な状況を考慮しながら、もう2箇所増やして、設置箇所数5ヵ所を目標事業量とします。

(13) つどいの広場事業

国が示したつどいの広場事業の指針は、地域子育て支援センターと同様です。現在、つどいの広場事業は実施していませんが、似たような事業に子育てひろばがあります。

今後、こうした事業と連携するなかで、つどいの広場としての役割を発揮します。

(14) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、安心して子育てができるよう市民同士がお互いに連携し、支え合う事業であり、公共サービスの補完的役割を果たすことが期待されます。

現在は、ファミリー・サポート・センター事業は実施していません。しかし、市内には、ファミリー・サポート・センター事業と同じ機能を果たしている社会福祉協議会による子育てサポート隊があり、今後は、こうした事業との連携・再編により1ヵ所設置します。

第4部 資料

成田市次世代育成支援行動計画策定経過

平成 15 年度

年月日	策 定 経 過
9 月	計画策定の準備を開始
11 月 20 日	庁議（策定委員会及び検討部会の設置について）
12 月 16 日	教育民生常任委員会での行動計画策定について説明
1 月 14 日	第 1 回 保健福祉審議会（概要説明）
1 月 15 日	広報で臨時委員募集
1 月 30 日	第 1 回 策定委員会検討部会（関係各課・概要説明）
2 月 4 日	アンケート発送
2 月 10 日	督促・礼状発送
2 月 20 日	アンケートしめ
3 月 15 日	臨時委員へ事前説明会
3 月 18 日	なかよしひろば・マザーズホームでインタビュー
3 月 26 日	第 2 回 保健福祉審議会（アンケート中間報告）

平成 16 年度

年月日	策 定 経 過
5 月 18 日	第 1 回 審議会検討部会開催（アンケート調査報告）
6 月 17 日	審議会検討部会のメンバーでの話し合い
6 月 30 日	議会庁内へのアンケート調査報告
7 月 21 日	第 2 回 審議会検討部会（定量的目標数値の暫定集計を検討）
7 月 26 日	関係各課へ調書シート記入のお願い
7 月 28 日	第 1 回 保健福祉審議会（定量的目標数値の暫定集計を検討）
8 月 19 日	第 1 回 策定委員会（定量的目標数値について）
9 月 3 日	目標事業量見込み数値を県に報告
10 月 6 日	アンケート調査報告書と調査票を HP で公開
12 月 10 日	第 3 回 審議会検討部会（次世代育成支援計画案について）
12 月 20 日	第 2 回 保健福祉審議会（次世代育成支援計画案について）
2 月 10 日	第 1 回 策定委員会検討部会（関係各課）
2 月 23 日	第 2 回 策定委員会
3 月 8 日	第 3 回 保健福祉審議会（諮問）
3 月 22 日	第 4 回 保健福祉審議会（答申）

成田市保健福祉審議会への諮問と答申

成 児 第 2336 号
平成 17 年 3 月 8 日

成田市保健福祉審議会
会 長 佐 藤 俊 一 様

成田市長 小林 攻

成田市次世代育成支援行動計画（案）について（諮問）

成田市次世代育成支援行動計画を定めるにあたり、成田市保健福祉審議会設置条例第 2 条の規定により、このことに関し貴審議会に諮問します。

平成 17 年 3 月 22 日

成田市長 小林 攻 様

成田市保健福祉審議会
会 長 佐 藤 俊 一

成田市次世代育成支援行動計画について（答申）

平成 17 年 3 月 8 日付け成児第 2336 号をもって諮問のありました「成田市次世代育成支援行動計画（案）」について、別紙のとおり答申します。

答 申

次代を担う子どもたちは社会全体の希望であり宝です。

しかしながら近年の都市化や社会経済情勢の変化、ライフスタイルの多様化など、子どもや家庭をとりまく環境は大きく変化しています。結婚や出産に対する考え方の変化が、少子化の進行に少なからず影響を与えていることに加え、子どもをめぐる様々な問題も深刻さを増しています。

このような中、すべての子どもが心身ともに健やかに育つためには、子どもに関する様々な問題を社会全体の課題として捉え、子どもや子育て家庭を地域全体で支えあう体制をつくることが求められています。

次代を担う子どもたちを安心して出産し、子育てに楽しみや喜びを感じられるような環境づくりのために、行政、家庭、学校、地域、企業がそれぞれの役割を果たしながら一体的に取り組んでいく必要があります。

「成田市次世代育成支援行動計画」の推進にあたり、以下の点について留意すべきこととして述べます。

1. 次代を担う子どもが一人の人間として認められ、尊重されるよう、子どもの視点を大切に計画の推進を図ること。
2. すべての子どもが安心して生まれ育つことができるよう、母子保健の充実と小児医療の充実に努めること。
3. 子育て家庭が社会から隔絶されることがないように、様々な媒体を使って情報提供を行いネットワークづくりに努めること。
4. 障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの子どもが乳幼児期から成人に至るまで一体的な支援が受けられるよう、環境づくりに努めること。
5. 地域全体が援護を必要とする子ども及び家庭への理解を深め、共生していくことができるよう支援すること。
6. 父親が育児に積極的に参加できるよう支援すると共に、親育ての事業を積極的に推進すること。

成田市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 成田市次世代育成支援行動計画を策定するため、成田市次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第2条 委員会は、別表1に掲げる職員をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、助役をもってこれに充てる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

4 委員長は、会務を統括し、委員会を主宰し、会議を招集する。

(検討部会)

第3条 委員会に検討部会を置く。

2 検討部会は、別表2に掲げる職員をもって組織する。

3 検討部会に部会長を置き、保健福祉部長をもってこれに充てる。

4 検討部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 部会長は、会務を統括し、検討部会を主宰し、会議を招集する。

(事務局)

第4条 委員会に事務局を置き、社会福祉課、高齢者福祉課、障害者福祉課、介護保険課、健康増進課、児童家庭課がこれにあたる。

2 事務局の庶務は、児童家庭課が行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

別表1

助役	企画政策部長	総務部長	空港対策部長	生活安全部長
市民部長	環境部長	経済部長	土木部長	都市部長
水道部長	教育総務部長	生涯学習部長	消防長	保健福祉部長

別表2

保健福祉部長	企画課長	総務課長	財政課長	地域振興課長
交通防犯課長	市民課長	環境計画課長	商工観光課長	土木課長
営繕課長	都市計画課長	公園緑地課長	水道部業務課長	教育総務課長
学務課長	教育指導課長	生涯学習課長	生涯スポーツ課長	
消防本部総務課長	社会福祉課長	高齢者福祉課長	障害者福祉課長	
介護保険課長	健康増進課長	児童家庭課長		

成田市保健福祉審議会 委員名簿

(H15.1.28～H17.1.27／順不同・敬称省略)

区 分	氏 名	住 所	所 属 等
市議会議員	尾形 英司	成田市橋賀台	市議会議員
	荒木 博	成田市並木町	市議会議員
識見を有する者	佐藤 俊一	千葉市中央区	淑徳大学社会学部社会福祉学科教授
	亀山 幸吉	九十九里町	淑徳短期大学社会福祉学科教授
	太田 家和	成田市船形	学校法人太田学園理事長
	夏目 幸子	習志野市	夏目設計事務所 1級建築士
保健医療福祉関係者	長谷川 修	成田市東町	成田市医師団
	藤崎 芳明	成田市三里塚御料	印旛郡市歯科医師会成田地区
	石井 通子	成田市公津の杜	成田市薬剤師会副会長
	時田 幸江	成田市寺台	成田市言語障害児をもつ親の会
	真鍋 里美	成田市玉造	成田市主任児童委員
	大木 恒男	成田市囲護台	成田市ボランティア連絡協議会会長
	久保 美和子	成田市宗吾	宗吾保育園長
	石井 正子	成田市加良部	印旛地域保健福祉センター成田支所主査
臨時委員	白鳥 照誉	成田市上町	成田幼稚園園長
	古賀 恵美子	成田市加良部	NPO法人子どもプラザ成田 理事長
	林 洋子	成田市赤荻	成田市校長会代表
	向後 正	成田市中台	成田教育相談研究所
	阿部 美喜子	成田市宗吾	公 募
	湯川 智美	成田市公津の杜	公 募

(順不同、敬称は略させていただきました)

成田市次世代育成支援行動計画検討部会 委員名簿

氏 名	住 所	所 属 等
久保 美和子	成田市宗吾	宗吾保育園長
太田 家和	成田市船形	学校法人太田学園理事長
時田 幸江	成田市寺台	成田市言語障害児をもつ親の会
白鳥 照誉	成田市上町	成田幼稚園園長
古賀 恵美子	成田市加良部	NPO法人子どもプラザ成田 理事長
林 洋子	成田市赤荻	成田市校長会代表
向後 正	成田市中台	成田教育相談研究所
阿部 美喜子	成田市宗吾	公 募
湯川 智美	成田市公津の杜	公 募

(順不同、敬称は略させていただきました)

成田市次世代育成支援行動計画

.....

発	行	成田市
編	集	保健福祉部 児童家庭課
		〒286-8585
		千葉県成田市花崎町 760 番地
		電話 0476-22-1111
発行年月		平成 17 年 3 月
登録番号		成児 04-063

